

第10日目（6月9日）

○議長（小澤 実君） おはようございます。延会前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議長 長 ただいまの出席議員数は22名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から欠席の届けが出ておりますので、報告いたします。

[午前9時30分]

○議長 長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。傍聴、大変ありがとうございます。

○議長 長 質問順位12番、議席番号3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 おはようございます。傍聴の皆様、議場に足をお運びいただきまして、大変ありがとうございます。

市長より、南魚沼市の65歳以上のワクチン接種率は、1回目接種者46.6%、2回目終了者16.7%と報告を頂いております。新潟日報さんの記事によりますと、新潟県の平均接種率は、1回目の接種は23.3%、2回目終了者が3.3%。全国の平均が1回目の接種者が22.8%、2回目終了者2.5%と、全国、県に比べても倍のスピードで南魚沼市はワクチン接種が進んでいるという市長の報告を頂きまして、本当に市長はじめ執行部の皆様、そして職員総出で取り組んでいただいていることに敬意を表しますとともに、ご理解とご協力を賜っております市民の皆様に感謝を申し上げます。

また、これから個別接種も始まり、2か所の常設接種会場が設置される予定になっております。昨日の、ワクチン接種推進担当の河野大臣より、ワクチン接種の進展具合に応じて県へ供給するように指示が出されていると聞いております。接種のスピードもこれからますます、南魚沼市はアップしていくものと期待するところでございます。

また、ワクチン接種が進むことで、観光事業に光が見えてくるものと期待しております。そのタイミングに合わせてポストコロナを牽引する観光協会の役割が重要と考えております。

#### 地域DMO候補法人一般社団法人南魚沼市観光協会の方向性について

そこで、このたびは地域DMO候補法人一般社団法人南魚沼市観光協会の方向性について、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

現在、南魚沼市は、一般社団法人南魚沼市観光協会を地域DMO候補法人として観光庁に認可され、今後、登録法人許可に向け要件等を整えているところであります。令和3年3月31日現在、全国で地域DMOとして登録されている法人は96団体、新潟県内では、新発田市観光協会、糸魚川市観光協会、妙高ツーリズムマネージメント、佐渡観光交流機構の4法人であります。

地域DMO候補法人は、全国で現在、71法人、新潟県内では、当市の南魚沼市観光協会と湯沢町観光協会の2法人だけでございます。DMOとは、地域の稼ぐ力を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する観光地経営の視点に立った観光地づくりのかじ取り役として、

多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人であります。

DMOには、観光手段と捉え、地域が潤う観光振興が地域全体の利益につながり、地域が自立するための経済活動となることが求められております。今後、DMOの活躍が本市にとってとても重要な鍵となると考えます。

そこで、以下の5点について、市長の見解をお伺いいたします。

(1) まず、何のためにDMOを設立しようとしているのか。DMO設立の理念と目的を伺います。

2点目、DMOは、多様な関係者と協同しながら、観光地域づくりのかじ取り役となって、観光地づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人を目指す組織体制をどのように考えているのか。

3つ目、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略をどう描いているのか。

4つ目、地域が潤う観光振興が地域全体の利益につながり、地域が自立するための経済活動となる地域の稼ぐ力をどうつくり出し、財源をどのように確保し、持続可能な観光地経営を目指していくのか。

5点目、地域への誇りと愛着を醸成する観光地づくりとはどういうものか。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議 長 目黒哲也君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 改めまして、おはようございます。今日も一般質問、よろしくお願いいたします。それでは、目黒議員のご質問に答えてまいります。

#### 地域DMO候補法人一般社団法人南魚沼市観光協会の方向性について

DMO候補法人南魚沼市観光協会の方向性についてということで、私としてはようやくこのテーマで、特にまた造詣の深い目黒議員とこの一般質問でやり取りができること、待ちに待っていました。長かったですね、ここまで、と思います。私も27歳で地元の観光協会長に、不肖、私のようなものが選ばれて、大変若くて、青臭くて大変な時期がありましたが、やはり携わった以上、当時から様々に今後の観光の行く末というのは心配がありまして、その中間では市の――先に六日町と大和のほうの観光協会の合併があり、当然、市町村合併で遅れた感もあって、塩沢がそれに加わっていくという形でしたが、その統合の仕事に、本当に生々しい現場にも立ち会った1人として、今ようやくここに来たなという思いです。そういう思いも込めて、また答弁していきたいと思っております。

1つ目のDMO設立の理念と目的であります。一般社団法人になっております南魚沼市観光協会は、昨年1月22日に観光庁に観光地域づくり法人――いわゆる地域DMOの登録申請を行いまして、本年3月31日に観光庁の観光地域づくり候補法人として登録されました。この法人は、「地域の稼ぐ力を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する観光地経

営の視点に立って、観光地域づくりのかじ取り役として、多様な関係者と協調しながら、観光地域づくりを実現するための戦略策定、それを着実に実施するための調整機能を担う」、これは観光庁から期待されている理念として、もう書かれています。まさにこのとおり、これが理念だと思います。この中で以前と違っているのは、「多様な関係者と協調しながら」というところ。以前は、少なくとも私が観光協会長だった時代は、観光事業者だけの組織です。そこがまるで変わってくるのだということだと私は思っています。

人口減少等社会構造の変化があります。そして一昨年までのインバウンド観光の増加から新型コロナウイルスで、であります、一転して、これがまるで真逆になってしまっている点。そして度重なる緊急事態宣言等の発出に伴って、観光地に求められる機能が激変してしまっている状況があります。この中で効果的な情報発信やプロモーションがなかなかできないということですが、しかしながら、当市はいろいろな角度で——動画の国際コンクールでのいろいろな受賞とか、本当に頑張りが見られますが、しかし、まだ大きな意味では、そういうことが今ストップしてしまっているという感は否めません。こういうことからポストコロナに向けまして、どう観光交流人口を回復していくかが、今後の大きな課題となっていると思います。

今後、観光地経営の視点から、観光地域としての魅力を高めるためには、先ほどと繰り返すような形ですが、観光業のみではなくて農林水産業に携わる皆さん、それから商工業、文化・環境など幅広い分野の様々な組織が一体となって、マーケティング・マネジメント、そして地域ブランド商品の造成や販売、プロモーションなどを多角的に担う仕組みが必要と考えています。

この観光地域づくり法人の設立は、多角的な視点から関係人口の増加を進めていくことにより、主たる観光産業の回復を図るとともに、当然そのことも目的で、地域経済全体の活性化を図ることを目的としている。何ていうのですか、マグネットというか、全部なのです。観光というのは観光だけではなくて、全てのものにつながっている。

これが今回この新型コロナウイルスで、これほど観光業というのが地域経済に直結しているのかという——小売の皆さんをはじめ、当たり前ですけれども、そういったところの商品を納めることや様々にあって、まさに地域のリーディング産業というか、業態というか、牽引役ですね、そこが観光。なので、以前の観光業者だけの皆さんの集まりの観光協会から、当然、世界的にも脱皮を始めていて、ようやく日本もそこに追いつこうとしているという状況ではないかと思っています。この辺を頑張っていかなければならないと思います。

2つ目のDMOの組織体制ですが、一般社団法人南魚沼市観光協会が事業運営母体となって、ここに行政、商工会、商工業者、交通事業者や地域住民など、幅広い分野から関係者が参画してもらいたいし、そういう形を目指しています。理事会のほかに、分野ごとの専門部会というのを立ち上げる。幾つかこれを設置しまして、その事務局を観光協会が担い、組織間の連絡調整や合意形成、もしくはその理念のみんなの共有とか——それぞれ個別の——そういうことを図っていかなければならないと思います。

専門部会は、まずはブランディング、プロモーション、こういったことを担当する組織主導型の専門部会と、着地型旅行商品や食のブランディングとか、例えば特産品販売の企画を担当する外部主導型の専門部会ということからなると言っておきまして、定期的な会議や打合せを行って、その結果を理事会と共有しながら、目標の設定とか事業の展開を行ってまいりたいということでございます。

3つ目の明確なコンセプトに基づく戦略はということでもあります。南魚沼市は既に雪国観光圏、これは近隣の6つの自治体とともに、地域連携DMOが立ち上がっているものに参画していますが、今もちろん進んでいるわけですが、雪国観光圏についてはいろいろな議論があったと思います。イメージ戦略、当然ここから立ち上げていこうということで明確にやってきた。しかしながら、これがそれぞれの自治体ごとの地域課題にはなかなか結びついていかなかったというご指摘も多くありました。私はこれをよしとしてきて、発言もしてきました。

まずは地域のブランドとしての発信力は、非常に大きな力があつたと思います。雪を中心とした語り口、こういったことは今までぼんやりとみんな話していましたが、明確にそれを打ち出してきたのは、雪国観光圏からだと思います。ただ、今ほど言ったように、各個別の目に見える形で——例えば事業者が実入りとしての何か、そういった恩恵というのを感じなかったというところは否めないところもあって、これが今回の私どもが目指す地域型のDMOになると、それらも含めた中でこれからやっていく。しかし、大きな理念としての雪国観光圏という理念は、不動の観光地イメージとなったということは、歴史的なやはり推移としても評価すべきだと思います。

戦略としてですが、観光庁提出の形成・確立計画に詳細に記載されていますが、地域の強みと弱い部分を私どもは洗い出しまして、豊かな自然や観光資源、体験それから郷土食や、首都圏からのアクセスなどの強み、これらを見まして、国内外の観光や特産品購入客層を5つに分類したターゲットを設定して、そこに対して、観光や特産品の販売などの事業とプロモーションを展開する。そういうふうにするると報告を受けています。

KPI——評価指数というか、重要業績評価指数としては、新たに延べ宿泊者数や来訪者満足度も設定しながら進めていこうということでもあります。

4つ目のご質問の地域の稼ぐ力をどうつくり出して、財源をどのように確保して、観光地経営を目指すのか。肝はここにあると思います。地域の稼ぐ力をつくり出すということですが、新たに候補DMOとして登録された上で、活動の肝となるのは、まず1つは、観光庁の補助事業を地域DMOを通じて実施することが可能になった。これを立ち上げなければ可能になりません。なので、これがまずはできた。

これまでは南魚沼市で、市が地方創生推進交付金を申請して、観光振興を図っているということしか取り得なかったということですが、現在の国の制度では、市が交付金を使って観光事業に取り組むことは難しい。そして観光地域づくり法人を通じて観光庁の補助金を利用するよう促されています。そういうことになってきているわけでもあります。

したがって、広域DMOでは、当市の課題に直接効果のある事業への補助金の獲得が困難になった——先ほどの雪国観光圏のことを言っていますが——ことが、地域DMOを通じて補助事業の申請が可能になったことは大きな財源確保というか、事業を展開する上で非常に大きな成果でした。これがないと劣後に落ちるというか、そういうことです。

それから、自立した持続可能な活動に向けた財源確保、ここが一番肝中の肝だと思えますが、魅力的な着地型旅行商品の造成はこれまでもやってきましたが、これにさらに磨きをかけていかなければならないと思えます、DMOが主体となって。そして販売の促進、マーケティングも大事です。のべつ幕なしに打っていても駄目です。

よく事例で言いますが、オーストリアは国家でやっているのです。日本にオーストリアの観光局がちゃんと日本の事務所を設けています。日本は全部あるかということも含めて。それが各オーストリア国内のDMO、それから国内の観光局に全部、動向や経済状況がぱっと情報が流れていって、この地域から少なくなれば、何で少なくなったのか。多くなれば、何でなったのだ、そういうマーケティングがつぶさに行われていて、やはりあの観光立国が成り立っているということが——日本もこれからそういうふうに進んでいかなければならないと思えますが。これらとの連携もありますけれども、そういう意味でマーケティングが大事で、この地域としても大事です。

そして、宿泊手配等手数料の増収をそこから見込んでいかなければならない。自立をやりしていかなければならない。そして六日町観光協会から今回移管されている特産品事業の販路拡大による増収、各観光案内所での商品販売、それからレンタル事業収入の増加などが想定されています。

繰り返し言って悪いのですが、世界中の観光地では、例えばオーストリアのチロル。チロルという文字はイメージできると思います。もう目に浮かびますよね、あの書体が。あれは使うのに全部お金を取るのです。だから、南魚沼とか雪国とかいう、だから自動車に取り組みたかったのだけれども、ブランディングとしての。そういうものがあると、それを利用する場合——自動車のナンバープレートは別ですよ。しかし、そういうものがあると、それが全部収入になるのです。そこまでブランディングを高めていかなければならないという、逆説的に言えばそういうことです。そこが大事だと思います。

市からの指定管理料、これらは当然あるでしょう。しかし、将来はDMOが自ら稼いでいくという体制をやはり頑張っていかなければならない。しかしながら、日本がまだ片手落ちな点が2つある。これが観光税です。観光税は、一部の町というか、例えば京都とかそういったところがやっていますが、大きくは宿泊税。これらをやらないで世界的な観光地になっているところはないわけです。

この辺がまだまだこれからだと思いますし、もう一つは法律、観光法。何が言いたいかというと、全ての——先ほど言った、実際に利用した方からの税収としてそれがちゃんとバックされて、持続可能な形でちゃんとまた再投資されていく仕組みと、もう一方で、例えば市からいけば、指定管理料なんかは市民全体の税収の中から観光事業者に渡していくと考える

と分かりやすいと思うのですけれども、それを広くちゃんと取っていく仕組みが法律によって成り立っている。一番高い観光事業者から多くの負担をさせるが、しかし、例えば床屋さんとか、本来、観光なのかと思えるような小さい事業者のところからは薄く広く取るとか、そういう感覚が法律に盛り込まれていることが出来上がっている国々があるわけです。これらをやはり日本として取れるか。少しまだ難しいのかなとも思いますが、少なくともさきに言った観光税、宿泊税等はやるべきだし、今回、市が抱えている入湯税の在り方——ずっと長く議論されていますが、まだ前に出ていません。これらがDMOの設立とやはり機を一にして再度検討して、1つの収入源の在り方として考えなければいけない時期に来ていると私は思います。

最後にいたします。地域の誇りと愛着を醸成する観光地づくり。最も大事なものは市民が地域への愛情と誇りを持つこと、そういう上で観光が成り立たなければいけません。他者が潤って、観光地そのものの、そこに住む住人が全く恩恵を感じないならば、観光はやる必要はないのです。城下町のような、ある企業が来て、その企業がすばらしくて業績を伸ばして、すばらしいけれども地域に何も落ちない、地域の皆さんの参加率が低い。そうであれば観光地は要りません。

なので、私はその点から見ても、地域への愛情と誇りを持つことができる、そういう参画というやり方がなければ、観光を語るには片手落ちだと思っています。若い頃からその信念でやってきていました。四季折々の南魚沼市の魅力を発信する。様々なことが出ると思いますが、ひいては人口減の問題や若者が帰ってこられる、そういう誇りあるふるさとづくりに必ず直結する大きな課題であると考えています。

以上です。

○議 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 地域DMO候補法人一般社団法人南魚沼市観光協会の方向性について

市長より、今までの経験を踏まえた熱いご答弁を頂き、これまでいろいろな部分で、市長は観光の面でリーダーシップをとってきております。その経験からしまして、このDMOは非常に大事な問題かと思ひまして、これから少し詳細に関しまして質問させていただきたいと思ひます。

まず、1点目のところはよく分かりました。ただ、1つ確認しておきたいところが、一般社団法人南魚沼市観光協会と、これから出来上がるDMO南魚沼市観光協会との違いはどこかと。先ほどからいきますと、それが設立の理念だったり目的だったりするのですが、先ほどですと多様な関係者との協同、そして観光庁からの財源確保という部分があったのですが、肝の部分として市長が考えているDMO南魚沼市観光協会はどう違うのかを、もう一度聞かせていただければと思ひます。

○議 長 市長。

○市 長 地域DMO候補法人一般社団法人南魚沼市観光協会の方向性について

途中の過渡期というのは当然あると思うのです。今、既存でやってきた。そして将来目指

すべき、本当の在り方はこうではなかろうかという思いの部分の少し語らせてもらいますが。

やはり、例えば理事構成というのは、その組織をすなわち表す形だと思うのです。その中でこれまでは恐らくほぼ観光事業者の方だけです。そしてそれ以外の方は例えば——ちょっと言い方が間違っていたらごめんなさいですけども、例えば参事なのか、顧問なのか、オブザーバーなのか、そういうような形で入り込みはしていて、そういう体裁というか、全体で頑張らしようという形を取っていたかもしれませんが。今度はもろ直接に、観光事業者だけではない、例えば他の業種の皆さんや、この地域を牽引する企業の皆さんとかがきちんと入り込んで、単に観光ということだけではない地域づくりというか、そういうことがこの観光協会の中に——最初からできるかどうかはちょっと、そんな細かいところはまた担当が話をするかもしれませんが、そういうことが移行されていかなければならない。

もう一つは、自分もいろいろな観光協会をずっとやってきましたが、意思決定のスピードが大事なのです。それには少ない数でやることです。いっぱい広くやって、いろいろな意見を頂くことは大事ですけども、そういう意味では議会とか我々の行政とはまた全然別の話で、やはりつぶさに意思決定を早くしていくために、広く意見を集約していく組織体は必要なだけけれども、その理事の数というのは、これまでの数を絞ってやっていかなければ、私はあまり意味がないと思っていますが、これは私の思いです。多分そういうふうに移行していくはずです。

例えばさきに出たチロル州の例を言うと、トップはチロル州知事です。しかし、その州知事がいつもそこにいるわけではない。そこの下にいる専門的にやる人は責任を持ってやっているんで、業績が上げられなければ——大変言葉は悪いけれども、その座を去らなければいけないのです。そういう緊張感。これまでもいろいろ道の駅の問題とかで、いろいろなことを議会でも話してきました。なかなかそうはいいいていませんが、そういうことを観光はやはり、観光というかDMOはその緊張感を持ってやっていかなければならないだろうと私は思っていますが、この辺はちょっと私の思いが入り過ぎているかもしれませんが。必ずでもそういうふうに移行していかなければ、DMOの意味がないと思います。

○議 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 地域DMO候補法人一般社団法人南魚沼市観光協会の方向性について

やはり理念、目的。理念のところに関しますと、市長の思いというのはやはり大事だと思いますので、ぜひ、そういった部分を大事にしてもらいたいなという部分が、私もお願いしたいところがございます。

今の市長の思いと先ほどの回答いただいた中でまとめますと、観光という1つの切り口からして、今までだと観光を通じた地域一体的な魅力的な観光地づくりというのが、結構、観光協会でも言っていましたが、そうではなくて、観光の手段を通して地域一体の魅力的な地域づくり、あるいは観光客の呼び込みとかではなくて、消費額と波及効果の向上と。あるいは観光による地方創生というわけではなくて、地域力による地方創生という形が、恐らく今、市長がおっしゃりたかった、観光協会とDMOの観光協会の違いなのかと私は感じたのです

が、それでよろしいでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 地域DMO候補法人一般社団法人南魚沼市観光協会の方向性について

今、しっかり聞こうと思って、全部のみ込めたかどうか分からないですが、そういう面が大きいのではないかと。でも、観光のいろいろな数字を伸ばしていかなければいけない。その数字にも基づいてブランディングしていかなければならない。数字が伸びないということは、何かの間違っているという視点を持たなければ、そしてそれについて誰かが責任を取るような厳しい姿勢が大事だと思います。例えば今は観光協会長——ちょっとあまり言い過ぎると悪いかもしれないけれども、私も経験してきたことなので言うと、年間 20 万円の歳費です。そういうような——今頑張らせていただいているのですよ。しかし、今のような厳しさとか、そういういろいろのことを言っている、これが果たしてそれにふさわしいものかどうか。これはやはり本当に大いに議論するべきです。

そして事務局のしっかりした体制、そういうことがなきにやはりできないから。だから、そういうことをもって数字のことは常にシビアに見ながら、それを本当に気にしながらやっていく、そういう組織であってほしいと思います。大きい意味では、議員が言った、そういうことを含めてと思います。

○議 長 3 番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 地域DMO候補法人一般社団法人南魚沼市観光協会の方向性について

すみません、くどいようでしたが、最初のやはり理念と目的によって今後の組織体制あるいは財源確保、戦略等々変わってくるので、確認をさせていただきました。今、市長のお話を聞くと、単なる観光地とか、観光地づくりというよりは、地域が豊かに暮らすためにどうあるべきかという、そんな根本的な問題に掘り下げてアプローチしたいという部分、よく分かります。今までちょっと観光協会と市民との差があったのは、どうしても市民が観光のために汗を流して、結局、観光事業者の利益を上げる。それでそれはナンセンスだよねという部分がどうしてもやはり聞こえてくるし、根強くしたのが非常に大きな問題だったと思うのです。

そんな中で今回、候補DMOの申請書ですか、こちらのほうを見ますと、取組の1つで、地域住民への一方通行というか、一方通行の発信ではなくて、地域住民に対する観光地域づくりに関する意識啓発や、参画促進が掲げられているというところが記載してございます。その中の組織メンバーに各地域づくり協議会のメンバーが入っているという部分がありますので、今までの市民との差をどう埋めるかというのは非常に大事だと思うのです。その辺、この理念に関して、市長はどう考えているか教えてほしいです。

○議 長 市長。

○市 長 地域DMO候補法人一般社団法人南魚沼市観光協会の方向性について

またさっきの話をして悪いのですが、コロナ禍によって非常に多く市民の皆さんも含めて気づきがあると思うのです。観光がやはり衰退というか、大変になるということは、地域の



活力を失うことはよく分かったと思います。それは産業面も商売上のいろいろな関与の問題もそうです。そして、いくら口で言っている、観光はやはり基幹産業で大事ですよ、市民の皆さん理解してくださいと言っても、なかなか理解できないです。何をもちって理解していくかという、私は先ほどちらっと言っているけれども、その地域が観光によって栄えなければ、地域住民は何も思わないです。そして本当を言うと一番は、参加率です。その住民に対する、観光事業に直接参加している参加率もあれば、それに絡む、商売的な関連の中での関与の仕方があると思うのです。

もう一つは、それでも全員ではないです。しかし、観光があることによって、地域の皆さんの生活そのものが向上する場合、これはあり得ると思うのです。例えば運動施設の問題、これをいまだに市民のものだけだとか、子供たちのものだけだとか、そういうのを縦割りと言うのではないですか。なので、観光地であって、そこでこれを基幹産業として頑張ってみんなで盛り上げていくためには、市民のものでもあり、観光客の皆さんのものでもあり、そして全て地域のものでもある。

そういう在り方が非常に大事であって、まさに自分はでもこれまであまり言っていることではないですけども、そういう日本の素晴らしいところであまりまだ見たことないけれども、世界のそういう観光地は特に。特にオーストリアのことばかり言って悪いのですが、姉妹都市でもあるので。もう40年以上前からそういう体制なのです。そこにあるのはみんな、社会的なインフラも、全て観光ということで、そこが引き上がっていることで、地域住民は非常に満足感があるわけです。そういうことを目指していく団体になってもらわなければならないという意味です。

○議 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 地域DMO候補法人一般社団法人南魚沼市観光協会の方向性について

市長の思いがよく分かりました。観光もDMOを設立するに当たっては、やはり政策としてしっかりと市長の思いを入れ込んでつくり上げていくのが大事かなと感じております。

そんな中で、組織体制に移らせていただきますと、先ほど市長の答弁もありましたけれども、DMOの「M」はマネジメントだったりマーケティング、そういった部分を専門的に強化していくということをおっしゃってございました。DMOの話という中で、そういったマーケティングの戦略とか立案とか、プロモーションあるいは受入環境の整備、そういった部分でこの地域が抱えるいろいろな問題を明確にして、地域の観光のハブ機能となるのがDMOの存在する意義があると思うのです。そういった部分を担うに当たっては、さっき専門部会ということがありましたけれども、専門的な、やはりこうなるとスキルとか専門的な人脈、そういった部分が非常にキーになってくるかと思うのですが、その辺はどのように考えておりますでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 地域DMO候補法人一般社団法人南魚沼市観光協会の方向性について

今、現状、どういうふうに進めているかについては、担当部もしくは課長のほうから答え

てもらいたいと思っているのですけれども、やはりその点が大事だと思います。私はやはり外部の力が大事だと思います。そこを取りまとめ、最後に決定していくのは、南魚沼市や南魚沼市のDMOの皆さんということになると思うのです。

しかし、さきの医療のことにも、同じことなのです。やはり自分のところでばかり見ていると分からないのです。そういうことの視点は観光もというか、観光による地域づくりも同じだと思うので、その上に立つのが、逆に言うと市や、観光DMOのこれから期待される役員の皆さんだと思うのです。医療のことだって、DMOに入り込まなければ地域づくりになりませんから、そういうことも。

だから、本当に横の区切りがなくなっていく。地域というのはそうですからね、歩いていればこの1つの部署だけで足りる問題なんかないわけで、全て関係していく。それらが本当によくよく分かってくるのが、DMOをやっていけば、様々なことにぶち当たっていくのだと思います。ちょっと答えてもらいますので。外側からの力も大事だと。

**○議 長 産業振興部長。**

**○産業振興部長 地域DMO候補法人一般社団法人南魚沼市観光協会の方向性について**

担う方という、専門部会の話ということになると思います。候補法人ですので、今この体制づくりに移り始めているというところが実態かと思います。

今までその観光協会ですと、実際に宿泊業者さん、あとはスキー場さんですとか、そういう方が集まっていらっしゃった部分が多いのですが、今かなりSNS発信ですとか、いろいろなPRについてはクリエイターさんですとか、あとは市内にもいるし、市外にもつながっている方がいらしゃると。そういう方をどういうふうに用いるかというのが1点。

あともう一つは、市内にも酒蔵さんですとか、端的に申しますと、もう既に市外、国外とかに対してPRのチャンネルを持っていらっしゃる。実際にそれを事業としてやっていらっしゃる方とかいらっしゃるの、そういう方たちをお迎えしてご意見を聞いた中で、その専門部会というのを立ち上げるのを想定しています。その先については、当然そういう方々からのつながりで、市外の方はどういう形で——インフルエンサーも含めてということになると思うのですけれども、その選定も含めてつながって広げていくという、ただ、そのコアになるのは専門部会だという形の認識で今います。

以上です。

**○議 長 3番・目黒哲也君。**

**○目黒哲也君 地域DMO候補法人一般社団法人南魚沼市観光協会の方向性について**

細かく回答いただきましたが、私はそういうところではないと思うのです。SNS発信だとか、そういったプロモーションという部分ではあると思うのです。マーケティング、マネジメントとなると、今の専門性からするとちょっと欠けるのではないかと。それは従来型の観光協会——南魚沼市だけではないのですけれども、全国的に観光協会というのは専門性がなくて、なかなか地域の仕組みがつくれていけなかったというので、DMOというのが観光庁から発せられてきたのです。

今、部長の答弁ですと、DMCのほうに近い感じになってきて、これは内閣府のほうの誘導になってきた。これはDMOがなかなか立ち上がっても独り立ちできないという部分が出てきて、内閣府のほうでDMCを始めてくるという動きがあって、やはり従来的に今までの観光協会というのを、きちんと一回整理した上でスタートしなければいけないと思います。

実際、申請書を見ますと、現在、南魚沼市の観光協会はというところからしますと、観光、文化、スポーツ、商業、工業、農業、製造業、運輸業、小売、サービス業などの幅広い分野、業種の40団体が参画し、これから選任された理事に行政が加えたメンバーにより定期的な会議を年6回開催し、その合議によって意思決定を行っている。既にもう、こういう感じで幅広くやっている中で、さらに今後DMOをどうして進めていくかとなると、どうしていきますかというところを聞きたかったのです。もう一度お願いできれば。

○議長 市長。

○市長 地域DMO候補法人一般社団法人南魚沼市観光協会の方向性について

部長の発言の前にちょっとお話しすると、まさにそういうことだと思うのです。でも、そこに書かれているのが、果たして本当に全部できていたかということ——なかなか大変なのです。そのところから本当にそういうふうになるようにする。しかし、その視点を、その業界の皆さんの代表がずっとしゃべっていても、そこの、また違う角度から戦略的にやっていける人というのは、なかなかそういう人材がいるかどうかということも含めて、これまで市も道の駅の運営とかについて、駅長の問題とか様々、私が議員の頃も議論がありましたが、なかなかそう簡単ではない。人材を見つけるのは本当に大変なことです。

ただ、人材なのか、そういう人材をたくさん持っているシンクタンクというか、コンサルタントなのか分かりませんが、どういったところに人材がいるか、まだ分かりません。そういったことも含めて、いろいろな情報を持っているのはその業態の様々な皆さんですので、これらがやはり集結していく。いきなりそこを全部ご破算にして、ここからスタート——口では言いやすいですが、そう簡単にいかないのではないかと。だから、先ほど言った過渡期が大事ではないかと。そこのところをしっかりとやりながら、目標に向かっていくということではないかと私は思っていますが。部長のほうからも……。

○議長 産業振興部長。

○産業振興部長 地域DMO候補法人一般社団法人南魚沼市観光協会の方向性について

すみませんでした。今のマーケティング、マネジメントですね。そこについては、確かに市長がおっしゃるとおりだと思います。松井基金のほうの人材育成についても、実際に進めるに当たって、やはり市内ではかじ取り役というのを探すことができなくて、市外に求める形でやらせていただきました。課題とか、中で議論していても確かに無理なところもあるので、そこについては当然、最終的には市外にどういう方を求めるか。方法論としては会社なのか、個人なのか、そこも含めてですけれども、そこは当然この後の議論で、3年間の過渡期中でしっかりしていくという形になろうかと思います。

以上です。

○議 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 地域DMO候補法人一般社団法人南魚沼市観光協会の方向性について

部長の答弁でよく分かりました。大事なのが、医療のまちづくりもやはり専門性のある1人のリーダーから始まっていますし、自転車を活用したまちづくりに関しても、あのメンバーの中に4人、やはり自転車の専門の方がアドバイザーとして入っているのです。その方々のやはり意見とか、あるいはリーダーシップだとか、あるいはその方の人脈とかそういったのを生かすことによって、事業が成功する鍵になるので、どうしてもこのDMOに、私は立ち上げる段階から1人、専門性が必要かと思うのですが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 地域DMO候補法人一般社団法人南魚沼市観光協会の方向性について

同意見ですが、立ち上げのときからぱっと座っていただけるかどうかとか、その人に全部任せ切っていいかとかも含めてですけれども、その辺はちょっと私は答えかねます。なるべくそういう体制、だから過渡期の中でそういう方が本当に見つかっていくとか、ということも含めてだと思います。非常に大事な視点だと思います。

○議 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 地域DMO候補法人一般社団法人南魚沼市観光協会の方向性について

やはりこちらからそういった求めていくことによって、そういった方々との出会いがあったりしますので、ぜひ、専門性のある方を1人、リーダーとして迎え入れるのが一番私はいいのかな、あるいは専門性のある会社との、DMOですから会社との協同みたいな形の展開もありだと思うのです。こちらは観光資源を出して、大手の力のある企業が人材を出してということも、情報も含めて、そういうのを含めていけるといいかと思います。

戦略のほうに移らせていただきます。戦略についても、どうしても観光協会の転身のために、どこの協会もそうですが、なかなか今までの路線から脱皮できなくて、そのままの路線で続けていくことによって、なかなか活性化されていかないという、各地域のDMOの話を聞いております。

マーケティングでやっていく中で一番大事なのが選択と集中。DMOの雪国観光圏は、やはり先ほど市長が言ったとおり、雪国文化というそのものに対してとがりある戦略を続けてきて今があると思うのです。そういう意味で南魚沼市もやはり選択と集中とする中で、ターゲットも絞らなければいけないし、その顧客に対する、刺さる、あるいは響くような戦略を明確にきちんと据えなくてはいけないと思うのですが、それを簡潔にぱっとできるものがやはりいいかと思うのですが、その辺をどう考えていますでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 地域DMO候補法人一般社団法人南魚沼市観光協会の方向性について

これまで例えば、市でいうとU&Iときめき課がやってきた、商工観光課のほうもそうですけれども、そういったところ、かなりとがりあることをやってきている。これらが本当に、例えば雪国観光圏のところから流れもちょっとくんでいるところもあって、例えばさきの四

季島です。JR東日本さんの一番高級な寝台列車ですか、六日町駅に昨年とまりました。この中でやはり食だったです。我々が言うのではなくて、向こうが言ってきてくれた。そしてこの地の雪国の本当に素朴な我々のごちそうが、本当に心打ったと。朝食としてこれだけのものはなかったと、そういう連絡を受けて物すごくうれしかったです。そういうことにつながってきている。

これが本当にいいのかどうかということも含めて、戦略というのは、大勢で話し合っただけで、そこがすごく難しいと思うのです。多きの広く公論を興して万機何とかというような我々の立場と違う。そういうところを勇気を持ってやっていけたり、それもすごく様々な知見を持って、これでいこうということが言える人が、やはりその真ん中に座って行ってほしいと。そして我々と気持ちも同じくになってもらって、なるほどと思って歩みを一緒にしていける。こういう状況をつくらなければならないと思います。だから、戦略というのは難しいです。それを含めて、先ほどの議論になるのではないかと思います。

○議 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 地域DMO候補法人一般社団法人南魚沼市観光協会の方向性について

市長がおっしゃる、私も同じように考えておりまして、人の戦略という部分が今このDMO南魚沼市観光協会にとっては一番大事かと思っておりますので、ぜひ、そういう形で進めていただければと思います。

続いて、財源のほうに関してですが、こちらのほう先ほど、るる説明を頂きましたが、持続可能なやはり財源を確保するには、当然、先ほど言った入湯税を含めて、今後、展開する観光税、宿泊税なのか、そういったものを含めた、そういった入湯税というのは今一般会計に入っておりますが、DMOが設立されると、DMOにその予算が行くのかどうかというのを確認させていただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 地域DMO候補法人一般社団法人南魚沼市観光協会の方向性について

まだそこは明言できないと思います。ただ、そういう——明言できないけれども、やはりそういうふうな考え方に立たないと、DMOそのものをつくる意味が私はあまりない思っていて、例えば、ふるさと納税、好調です。今、昨年比の約160%です。今日現在でも恐らく3億4,000万円ぐらいに迫っていると思うのです、今現在、好調です。例えばその中にはもう既にブランディング力がもう、すごくそこが光ってきている。これだって1つの大きな意味のくくりの中ではあります。

例えばそういうことの、さっき言った六日町観光協会から特産品のああいうのを行っている、すごくやりようでいろいろできてくる。やはり仕組みをうまく考えるということも大事だと思っているので、私はDMOの皆さんとそういう議論を深めて、持続可能なやり方としてどうなのだと。例えば道の駅の今後とか、これから将来ですよ。農協さんだっこのDMOに参加してくるのですから、今度。そういうことです。そういうことが全て、財源化として自立できていく方向を当然つくっていくこと。そしてたくましい、さきに言った戦略や、そうい

うことに基づいて作られる商品づくり、こういったものが展開されていって、よくなると思ってやはりDMOをつくり、前に進めていってもらいたい。そういう気持ちです。

○議 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 地域DMO候補法人一般社団法人南魚沼市観光協会の方向性について

市長のおっしゃるとおりでございます。この計画表を見ますと、総収入と総支出という予定表が出されておりますけれども、これを見ますと、どうしても引っかかるのが、総収入に対する一般管理費が約60%占めていて、実際のプロモーションやマーケティングに関しては10%ぐらいの割合、この辺が果たして今までの感覚と一緒にではないかと、つい思ってしまうのですが、その辺はどのように考えているかというところを。

企業でいえば、事業計画がつけられた段階とえば、当然、売上目標があって、支出がこのくらいで、人はこういう配置をして何人で、人件費幾らでという感じで出すのですが、これを見ますと、6割というと普通の一般企業ですと回らないというところがございます。DMOは法人ですので、その辺いかが考えていますでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 地域DMO候補法人一般社団法人南魚沼市観光協会の方向性について

こういう申請における例えば組立てで書いていると思うのです。現状をそう飛躍して書けないはずですし、まだ。ただ、すごい事例は、世界で行われているDMOがどういう展開でやっていて、そしてあれほどのお客さんや地域ブランド力を高めてやっているかというすばらしい事例については、資料を取り寄せて自分も見ますので、これらの形に近づけていく方向。

そして、でも、その国の事情も違うから——人件費の問題とか様々あるかもしれませんので、その辺は例えば、そういう意味において行政がどういうふうに関与していかなければいけないとか、本旨、本来の、そこを一番できないような組織づくりをしていくようでは、やる意味がないというように思うので。ただ、今の段階で、現状ですね、人件費の分もかなり市がやっている。例えばですね。そういうまだ、観光協会としては、実態はそうですから。そこを急に変えるというのはなかなか難しいと思います。先ほど言ったいろいろなことがある——稼ぐ力を持ちながらやっていくという中で、やはり大きな変革をしていかなければならないのではないかと私は思います。今の計画値を見ても少しまだ——私もそう思います。

○議 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 地域DMO候補法人一般社団法人南魚沼市観光協会の方向性について

DMOになりましたので、自治体の助成金だとか、補助金とか、指定管理とか、そういったもろもろの収益で回すのではなくて、やはり自分たちの力で稼いだ力で、自らの組織を運営していくという意識改革もスタート段階からないと、なかなかそこから脱皮できないという部分があるかと思っておりますので、そういった部分を大事にしてもらえればと思っております。

その中で、またこちらの申請書の中で、運営資金確保の取組・方針の中でアクティビティセンターでの商品販売というのが出てきているのですが、アクティビティセンターというの

は考えがあるのでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 地域DMO候補法人一般社団法人南魚沼市観光協会の方向性について

これにつきましては、ちょっと担当している部長、もしくは課長のほうから答えてもらいます。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 地域DMO候補法人一般社団法人南魚沼市観光協会の方向性について

観光案内所、アクティビティセンターでの商品販売ということだと思います。このアクティビティセンターについては、ちょっと私どもとしては、今、把握はしておりません。申し訳ございません。ただ、レンタル収入等については、レンタサイクルとかそういうものを想定していますので、またこれについては後ほど確認しておきたいと思います。申し訳ございません。

○議 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 地域DMO候補法人一般社団法人南魚沼市観光協会の方向性について

逆にアクティビティセンターを期待しているところだったのです。スキーもそうですし、今ですとカヤックだとかサップだとか、体験するいろいろもろもろのスポーツアクティビティがたくさんある中で、1つ、ワンストップで、そこで全部が事足りる。あるいは隣の例えば市町村に遊びに行く。そういうときにもそこがワンストップでいけるという部分では、私はちょっと期待していたので、ぜひ、その辺を前向きに考えてもらえればと思っております。

また、3月の一般質問でしましたけれども、財源確保の中でデジタル地域通貨を立ち上げることによって、その何パーセントをDMOの資金に換えるという部分も考えられるかと思うのですが、いわゆるデジタル通貨につきましては進展があるかどうか、市長のほうで分かったら、お願いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 地域DMO候補法人一般社団法人南魚沼市観光協会の方向性について

今ほどのデジタル通貨とかのことは、提言として受け止めさせていただきます。気持ちは全く似ていますが、同じだと思っているのですけれども。そういう——うちの、別にDMOに限らず、地域デジタル通貨の考え方は非常に大事な考え方で、今、庁内でそのチームを立ち上げようということで動き始めています。検討していつ、できるだけ実現に早く結びつけたいと思っています。

○議 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 地域DMO候補法人一般社団法人南魚沼市観光協会の方向性について

デジタル通貨を使いますと、マーケティングのデータにも使えたり、あるいは健康ポイントだとか、ボランティアポイントとか、いろいろな部分で広がりがあると思いますので、そういう意味でDMOの中のマーケティング部分の一助になるかと思っています。ぜひ、検討していただければと思っております。

最後のほうへ移ります。地域の誇りと愛着を醸成する。これが一番の多分、大きな課題となるかと思うのです。その中で市長もご存じかと思いますが、ナパ・バレーの事例は非常に我々に近いのかなという部分を、自分は感じております。ワインを観光地として売るというわけではなくて、地域の誇りとしてワインを育てる人、育む人、消費する人という部分で、しっかりとナパ・バレーは政策として位置づけてあります。ブドウ作りの方々にも特別な税制対策もつくりながら、地域をもってブドウ畑を守っていく。そういう形のやはり長い歴史があって今のワインの集積地になったり、カルフォルニアワインの市場になったり、ワインを統一して世界の美食の町という形で言われるようになってきております。

まさに南魚沼市もそんな感じがするのです。そういう部分から進めていくのはどうかと思うのですが、市長の考えがありましたらお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 地域DMO候補法人一般社団法人南魚沼市観光協会の方向性について

そこへ行きたいのです。誘われてもいて、行ってこいとも言われていて、よく見てこいと言われているのです。ただ、なかなかちょっと行けなくて申し訳ない。今すぐでも飛んで行って見てきたいと思う幾つかの1つです。それを進めている、お話をいつも頂いて、私にそう行ってこいとか、一緒に行こうと言ってくれている、某企業の代表の方は、やはり今、目黒議員がお話した、そういう視点を私に感じさせたいのだと思います。そういうことがやはり地域づくり、観光による本当の意味の地域づくりの1つだなと思います。見てみたいところですよ。

○議 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 地域DMO候補法人一般社団法人南魚沼市観光協会の方向性について

やはり観光を通して、市民のいわゆる満足度、あるいは1人ずつの生きがいだとか、住環境だとか、健康状態だとか、人間関係だとか、やりがいとか全部含めたクオリティ・オブ・ライフという部分の観点で、DMOをつくるに当たっては、それがやはり一番大事になってくると思うのです。そういう意味でもう一度、このDMOを立ち上げるときが一番大事なので、その辺の確認をもう一度して、リスタートするのがいいかと思うのですが、市長はどう考えていますでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 地域DMO候補法人一般社団法人南魚沼市観光協会の方向性について

先ほどからの回答にかぶってしまうかもしれませんが、やはりご破算に願いまして今からスタートですというのは、やはり歴史観も含めて——よくお話の意味は分かるのですが、その辺が非常に大事だと思う、その視点を持ちながら。しかし、過渡期でもあるということも十分考えながら、しかし、その過渡期の先は下降ではなくて上昇のための過渡期ですから、そういう形でもってやっていきたい。できるだけ、今お話の、既によく分かるところがあるので、そういうことに心を配っていければと思います。ただ、私だけが作るものではありませんので、皆さんの理解を取りながら、ということになると思います。



○議 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 地域DMO候補法人一般社団法人南魚沼市観光協会の方向性について

この地域は非常に観光に関しても観光ではない部分に関しても、すごく人材が豊富にいると思うのです。そういう方々が個々で活動しておりますが、そういう方々を集めているいろいろな知恵を集めた中で、今後の南魚沼市の観光を考えるというのは非常に貴重かなと思いますので、それを期待しまして、一般質問を終わりとさせていただきます。

○議 長 以上で、目黒哲也君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を10時45分といたします。

[午前10時28分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午前10時45分]

○議 長 一般質問を続行いたします。

○議 長 質問順位13番、議席番号1番・大平剛君。

○大平 剛君 皆さん、おはようございます。傍聴の方につきましては、議場までわざわざ足をお運びいただきまして、誠にありがとうございます。

**公共施設の統廃合について**

今回は、公共施設の統廃合について、3つの観点から質問させていただきます。

まず1点、具体的なスケジュール。そして2点目、統廃合後の運営について。そして3点目は、市民の皆様から理解を得るためにどのように説明を進めていくか。この3点からです。

それでは、壇上からは以上とさせていただきますので、市長には簡潔でなくても構いませんので、明瞭な説明を求めたいと思います。

○議 長 大平剛君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、大平議員のご質問に答えてまいります。明瞭な答えになるように頑張りますので、よろしくをお願いします。

**公共施設の統廃合について**

公共施設の統廃合の問題であります。まず1点目、ご質問の具体的なタイムスケジュールについて申し上げます。

南魚沼市では、公共施設の総合的かつ計画的な管理の基本方針を公共施設等総合管理計画として平成29年3月に策定し、計画を推進するための具体的な実行計画である、今度は個別施設計画を本年の3月に策定しました。

公共施設等総合管理計画全体としての計画期間は、平成29年度から令和28年度までの30年間、総保有面積——公共施設全部の保有面積——の15%削減を目指すものとしています。そして、施設類型ごとの個別施設計画では、計画期間を令和8年までの計画中期、それからまたさらに10年先の長期前半、そして令和28年までの長期後半に分けて、施設ごとに建て替えとか改修、除却、それから協議していく、まだそういう課題があるものなどに分けてお

りますが、この時期と概算費用を示しています。

しかしながら、これはあくまで大まかな見通しでありまして、施設の長寿命化に向けた改修などの実施時期との調整とか、具体的な実施プラン、またスケジュールの検討をしていく中で、これらは変わっていく可能性が多分にあるため、非常に流動的なものと言っていると思います。

今後につきましては、これらの施設の例えば劣化していく——どうしてもそうなるわけですが——状況や、対策の内容、実施時期などを整理して、市民の皆さんや施設利用者の皆さんにお知らせいたしまして、合意形成に向けた意見交換などを行いながら、そういうことに努めて計画の実現を目指してまいりたいと思います。

2つ目の統廃合後の施設運営でありますけれども、統廃合が決まった後の進め方、こういった段階的なものについては、まずは庁内で、別の利用目的で施設を利活用ができないか、これがまず第一に議論されるべきと思っています。その検討をする。そして具体的な利用策があれば、それに向けた準備をそれぞれ個別に進めていかなければならないと思います。

しかしながら、どうしても別の利用策がなかなか見いだせないとか、そういうこともあるかと思っています。こういった場合は、その施設の今後の維持管理経費などもやはり検討しながら——建物や土地も含めてだと思っていますけれども、売却とか貸付けを視野に入れた検討をする。そして除却して更地にした後に土地を売却することなど、様々に考えていかなければいけないと思います。今後も財政負担の軽減を考慮した最適な手法を模索してまいりたいと思います。

深谷市ですかね、ゼロ……。いろいろな費用効果を考えれば、ゼロということも考えていろいろ仕掛けていくということも、深谷市はやってみせたところがあるわけですが、まだ全国でそう広がりはありませんが、以前、この場所での答弁で、「そういったことも考えるか」と言われたときに、「そういったことも視野に入れます」と答弁させていただいております。いろいろなやり方があると思います。

3つ目の、市民の理解を得るための説明はどのように進めていくかということですが、施設再編に向けた計画は、地域にお住まいの市民の皆さんや、利用者の皆さんと共有して、検討対象施設の方向性や在り方などについて意見交換を行っていきたいと考えています。そのため、施設の統廃合の対象となる施設の方向性の決定までには——やはりそう一足飛びにはいきませんので、十分な意見聴取の時間を取りながら、理解が得られるように進めていきたいと思っています。

1回目の答弁としましては以上でございます。またありましたら、ご質問いただければと思います。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 公共施設の統廃合について

明瞭な答弁ありがとうございました。それではちょっと、1問目から再質問させていただきたいと思います。具体的というよりは、概算的というか、総がかり的なスケジュールが今

できていると思うのですけれども、確かに状況やいろいろなもので変わってくると思います。ただ、このスケジュールを策定したときに人口減少の問題もあったと思うのですけれども、そういったこともちゃんと加味された上でこのタイムスケジュールが組まれたのか。それだけまず聞かせてもらいたいと思いますが。

○議 長 市長。

○市 長 公共施設の統廃合について

この後、担当している部署から、またちょっと、説明を加えてもらいますが。今、市が行っている様々な事業の中で、特にこの公共施設の統廃合等については、人口減の問題を脇に置いては全くできません。なので、今は、逆に言うと公共施設の統廃合の問題以外のあらゆる課題が、人口減とかそういう予想値に基づいて様々に計画させてもらっているということで、ご理解いただきたいと思います。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 公共施設の統廃合について

若干補足します。市にある公共施設ですが、合併前の3町、大体、昭和50年代から平成の初頭にかけてが、一番建設された時期になるかと思います。今後これが大量に更新時期を迎えるわけですが、そんな中で人口がこれから減ってくるということ。ということは、市の歳入が減ってくる。では、公共施設を更新していくために長期的に見て大丈夫なのかというところを考えますと、公共施設全部を維持していくことは大変困難だろうというところが、総合管理計画のスタート地点ではなかったかと思います。

施設を維持していくためには、経常的な維持管理や改修費などが必要になってくるのですが、ちょっと繰り返しになりますけれども、これまでと同規模の予算を施設の維持管理に充てられなくなってくるということが必然となってきますので、市の財政計画ではもう、このような人口の見通しも踏まえて、適宜、見直しを行っております。公共施設等総合管理計画もそれに合わせて、人口減を見据えて考えていかなければいけないというところが考え方のベースにあるということでございます。

以上です。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 公共施設の統廃合について

当然、加味していらっしゃるということです。また、もう一つ、一括で聞けばよかったのかもしれませんが、人口減少の中で当然、少子高齢化とかいろいろなものが出てくると思います。そういった、年齢層の変化とかも、そういうのも当然入っていらっしゃるのか、それも1点、聞かせてもらいたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 公共施設の統廃合について

人口減といっても、総体の数だけではなくて、当然、若年層はどうなっていくのかとか、例えば医療なんかも、そういうことも踏まえて考えていくという話を繰り返していますが、

まさにそうです。そのとおりだと思います。そういうことを加味して我々としてはやっている。しかしながらですが、その中には様々、地域課題もあるところもあったりするので、先ほども答弁したのですけれども、まだ協議を続けなければいけない部分は、はっきりと、まだ課題があるので今、協議中ですということを、計画の中にも発表しているということです。

○議 長 1 番・大平剛君。

○大平 剛君 公共施設の統廃合について

分かりました。ちょっとその課題、協議中のことに関しましては、施設の運営のほうでまたお聞きしたいと思いますが、分かりました。

そして、公共施設等総合管理計画を、私もちょっと読ませて当然もらったわけですが、そうすると最後のほうにフォローアップの実施方針というところで、計画等は社会情勢の変化やいろいろなものによって当然変わってくるという話があったわけです。その中でやはり今回、新型コロナウイルスの影響というのは、私はかなり社会情勢に変化をもたらしたのではないと思うわけです。こういったところをまだ、そこまで具体的な計画の変更とかはされていないかもしれませんが、そういうところもやはり加味されて今後計画を進めていく、そういう考えがおありになるかどうか。そこを聞かせていただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 公共施設の統廃合について

今、後ろを振り返って確認しましたが、現時点で最初の計画策定後、新型コロナウイルスのことはあまり入れ込んで、先ほどの人口減のように、誠に既存ベースとして考えているということはないと思うのですけれども、ただ、これから観光施設の問題とか、様々出てこようかと思っています。

そのときにはこの議場でも議論しているように、様々に今変化が生じてきていると。こういったことを捉まえながら、将来にわたる公共施設の在り方としてどうするべきか——例えば具体的にはそういうことも出てくると思うので、全部とは言いませんけれども、そういうことは十分これから考えていかなければ。そのためにもいろいろな見直しをしながら進めていくということの中に当てはまろうかと思っています。

○議 長 1 番・大平剛君。

○大平 剛君 公共施設の統廃合について

分かりました。私はどうして最初に具体的なスケジュールというのをお聞きしたかというのにつながるのですけれども、やはり 30 年という長い期間で見ると、当然その合間では社会情勢の変化とか災害とか、いろいろなものがある中で見直しをしていかなければいけないのですけれども、やはり物事に 30 年という期間を設けたわけで、けつが決まっているわけです——言い方が悪いかもしれませんが。そうなれば、ここのものはこれまでに除却するなり、統合するなり、もしくは廃止するなりというのを決めて、そこから逆算して、ここまでは話をしなければいけない。住民説明とかありますし、新しいのをどうするかというのを決めなければいけない。

そういうところがやはりないと、なかなかこういう話は——言っては悪いのですけれども、では古くなったらどうするか考えようでは、やはり住民の方もなかなか理解しないし、理解してもらえない。我々もちょっと納得できないところも出てくると思いますので、ぜひ、できればもう二、三年の間には、かなり具体的な計画をつくっていただきたいと思いますけれども、その辺のほうはどうお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 公共施設の統廃合について

この後、担当の課長に話をさせますが、大まかなところは大体の道筋、ロードマップが書いてあります。そういうところを先々の——例えば 25 年後のこのことを今から具体的にやれと言ってもなかなか難しいとは思っているので、そういうスパンで回していかなければいけないのではないかと考えているのですが、担当の課長のほうにちょっと答えてもらいますので、よろしくをお願いします。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 公共施設の統廃合について

この3月に、残りの個別施設計画がみんな出そろって公表したわけですが、その中で施設ごとに——先ほど市長も述べましたが、中期のいつ頃、中長期のいつ頃、施設ごとに除却したいと思うところは、例えば 2020 何年に除却というような印はついているのです。ですが、除却する施設の協議をいつ始めるかというところまでは図示されていないので、除却が正式に決まったならば、そこから逆算して、地元の方ですとか、利用されている方ですとか、というような方々を中心に、説明に担当課が入っていくというような流れにはなるかと思えます。

以上です。

○議 長 1 番・大平剛君。

○大平 剛君 公共施設の統廃合について

分かりました。できるだけ説明等も含めて丁寧にやってもらいたいというところもありますので、具体的な計画を早めにつくっていただきたいと思います。1 番の質問については、これで終わります。

2 番目の質問についてです。統廃合後の施設の運営ということですが、一番最初に聞きたいのは、この計画を進めていくと、今、負担を減らさなければいけないというのがいろいろあると思うのですけれども、どのぐらい負担減になるのか、金銭ベースでできれば教えてもらいたいのです。というのも、床面積でしか出ていないので、やはり市民の方に理解いただくには、これだけ減らせばこれだけ——今まで税金から当然かかっていたのがなくなると。そういうのも必要になるかと思えますので、ぜひ、もしあればいいので、金銭ベースでちょっと教えていただきたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 公共施設の統廃合について

その辺は、多分、ご質問に及ぶだろうなと思って少し調べてあります。先ほど総床面積でいうと15%削減ということ、大きくこうだというふうにやっているわけです。そのほかの負担減になるかということになると、この計画を実行すると、財政的なメリットということだと思いますが、財政的にはです。利用者から見たらどうかという視点はちょっと置いておいて。

統廃合などが全て計画どおりに実行できたとすると、維持管理に係る経常経費というのは、平成30年度を基準に考えますと、約9億8,000万円、約10億円削減ができると考えています。これは統廃合、除却等に係る費用を加味していません。毎年かかる経常経費をいかに、どのくらいできるかということを試算しただけのことです。よろしくお願ひしたいと思います。財政的には大きなメリットになるということでもあります。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 公共施設の統廃合について

約10億円ですよ、なくなれば、相当な負担減にはなると思います。それは誠にそのとおりですし、ただ、今、市長もまさにおっしゃったのですけれども、除却の費用というのもまたかかってくるので、その辺がなかなか難しいのかなと私も思います。別にその職種をばかにしているわけでも何でもないのですけれども、造ったものを壊すだけで何でこれだけ金がかかるのだろうという意識も、当然、市民の皆さんもあると思います。ただし、それは、費用として認めてもらうためにはやはり、今の9億幾らという数字も出して、これがなくなっても住民サービスはこれほど低下しないけれども、維持費はこれだけ下がりますというのは、やはり言うべきだと私は思いますので。

その上でですけれども、今回、総合管理計画を見ますと、公共施設等の管理に関する基本的な考え方とところで、今後、管理運営に当たってはPPPやPFIの積極的な活用を推進しますという文言がありますけれども、実際にこれを計画——具体的に計画しているところがあつたりとか、それを考えているような施設が現在あるのかどうか。それだけ、まず教えていただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 公共施設の統廃合について

今はまだないと思っているのですけれども、この後ちょっと担当課長のほうから答えてもらうことにします。ちょっとだけさっきのことに、私が言いそびれ、付け足さなければいけなかった。さっき、9億8,000万円、約10億円が削減になる。その平成30年度ベースはどうだかという、204施設がありまして、全体で約50億7,000万円強かかっているのが、10億円くらい減るだろうということになります。

あとはちょっと担当の課長のほうに答えてもらいます。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 公共施設の統廃合について

市長申し上げたとおり、今のところ、この施設がPFIとかPPPを使いますというよう

な決まったところをございせんが、これからその文言にあるとおり、民間の資金や能力を生かした手法の導入を前向きに検討していきたいと思っております。

以上です。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 公共施設の統廃合について

具体的な計画はまだないということで、当然、私も申し訳ないけれども、PPPの中には指定管理とか公設民営もあるので、そういう面では一応俎上に上がっているものもあるとは思いますが、これはあくまで別口の話だと思いますので、正直なところ、あまりないのだろうなと思って質問させていただきました。

というのも、PPPというのは、決して簡単ではないのです。民間に委託したいとかいろいろな手法で民間の力を借りてというのですけれども、民間は当然赤字を出すことはできませんので。赤字を出さなければ、ある意味、公共施設でもいいのですよね、公共施設で黒字のままで。でも、そうではないところを民間に委託して、赤字にならないように黒字にしてもらった上で、住民サービスを保ってもらわなければいけない。これは大変難しい問題です。

でも、それをあえて推進すると決めたからには、やはり先ほどもちょっと出しましたけれども、具体的なスケジュールを組んで、ではこの施設は今後、統廃合の中に入ってくるけれども、その施設を使って誰かPPPとか、もっと細かく言えばPFIとか、そういうのをしてくれる企業さんを外からも中からも探す。そうすれば逆に、市長がよくおっしゃっているけれども、若者が住み続けられるまちづくり、若者が帰ってきて働ける場所にもつながっていくのではないかと。というわけで私は非常に困難ではあるけれども、ここの部分をきっちりやっていくのが、財政的にも今後のまちづくりにとっても大切なものだと思いますけれども、この辺もう一度、市長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 公共施設の統廃合について

先ほどの答弁のとおりで、現状はそうですということですが、積極的に考えていくべきだと私は思っています。検討する材料にするべきだと思います。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 公共施設の統廃合について

積極的にできるという、さっきも何度も申し上げますけれども、難しい問題ですので、なかなかならないかもしれないけれども、それでもありとあらゆるものに関して使えるところからやっていくということは重要かと思っておりますので、続けていただきたいと思っております。

そして、ちょっと話に出ましたけれども、市の施設の中でも当然黒字になっているものがあるわけで、例えばですけれども、そういうものに関して投資を新たにしていくということも重要だと思うのです。何も赤字のものばかりを廃止していくという、もしくは統合していくという考え方だけではなくて、黒字のものはさらに投資して黒字を拡大できればやっていくと。例えば、冬季利用できないものに屋根をかけたりとかして、その費用と、またそれに

経費を足してみたところ黒字が増大するのだったらやってみると。そういう考え方も、当然、民間ではそういう考え方をやると思うのですけれども、そういう考えもまたおありかどうか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 公共施設の統廃合について

まさにお話のとおりだと思います。公共施設の統廃合——この管理計画というのは、縮めることばかりが表に、アピールされているような気がしますが、そうではなくて、他方で選択と集中という感覚の中で相対的にどうあるべきか、ということが議論されなければおかしい話だと思っています。なので、議員がお話のように伸ばすところは伸ばしていく。稼げる力は稼ぐ力に変えていく。その中に先ほどのPPPやPFI——我々の悪いところだけを企業、民間に押しつけるということでもなく、様々考えていかなければならないのではないかと私は思っています。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 公共施設の統廃合について

その点は私も市長と同意見です。できればそういうところをまず、民間に任せられるところはもう民間に任せて、黒字分をだからもったいないから出さないとかではなくて、やはり民間に出して、さらに黒字が拡大して市内の景気動向に有意義なものだったら、それを進めていくべきだと思います。そうやっていけば——本来、私は市役所というのは、民間ではできない部分を担当しているものだと思います。民間で黒字になるようなものは民間に任せて、もう民間では赤字でどうしようもないからできないけれども、絶対に必要なものを、きちんとある程度予算との兼ね合いも含めてやる。

そういうことはやはり市役所に求められていたのではないかと感じていましたし、それもありさま変わりしてきたというか、予算の面とかいろいろの面がありますので、きちんと予算と相談しながらということになりますけれども、ぜひ、そういうのを進めていただきたいと思います。

そういう意味で、先ほども言いましたけれども、とはいうものの当然、統廃合していけば、住民に対する行政サービスの低下というのは、免れないものだと思います。行政サービスの低下をどのように最小限に抑えるかということで、今のところの考え方をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 公共施設の統廃合について

そこが一番、本当に肝だと思うのです。やるのが財政的に身軽になるからそれでOKということでは全くありませんから、その辺が本当に難しいところですが、統廃合等の検討を進めていく中で、行政サービスの低下についても、想定されることを十分協議しながらやっていかなければならないと思います。現状のサービスを維持、もしくは向上させるような統廃合の在り方を検討していくべき。



例えば昨日は、田中議員から公園関係の話がいろいろ出ました。いっぱいあって身近にあることも十分すばらしいけれども、しかし、時代的な背景や人口減や様々な課題の中で、より選択して、皆さんが移動できる範囲であれば、了解が取れるのであれば、やはり整理していったほうがいいのかという趣旨の、田中議員はご質問されたと思います。私もそこは同意見だけれども、ハードルがいろいろあることもありますという話をして質疑が行われました。

この公共施設の問題も、非常にそういう問題だと思っています。この中でどういうふうに行っているかということですが、一番は極力低下させることではなくて、逆に向上させるつもりで統廃合をどうやっていくかという視点に立たないと、何か非常に話が——下向きの話ばかりになる。そうではない視点がありますよということもお示しできるようになれば、大変いいことではないかと思います。市民にはそういうことで理解していただければ、そういう環境をつくらなければいけないと思います。

○議 長 1 番・大平剛君。

○大平 剛君 公共施設の統廃合について

田中議員が公園のことについて今回質問されましたし、寺口議員も公営住宅のことで質問されました。やはりそういうところで、我々の意識としてもそういう面があるのではないかと。民間を利用したり、統合を進めなければいけない部分もあるのではないかと、当然、我々も思いがあると思います。その中でやはり一番肝になってくるというのは、さっき市長も言いましたけれども、できるだけサービスを低下させない。むしろ統合したことによって、サービスを拡充させることができるのではないかと、そういうところが重要だと思います。

今、実際に小学校の統廃合が進んでいます。その問題についてだって、正直、私も1回、一般質問で話を出しましたがけれども、やはりもう子供の数が少なくなってきて複式学級が出てきたら考えなければならぬと、そういうものではなくて、将来をさらに見据えて、では例えば将来——今度は東のほうで三用小学校と赤石小学校がというのが出ていましたので言いますけれども、それだけではなくて、例えばほかの旧大和地域の学校はどうなるのかと。それも人口や子供たちの人口の若年層は何人いるのか、そういうのを加味して、では将来的にどういう在り方があって、そうすれば逆に子供たちの教育施設や——例えばプールですとか、そういうのだってちゃんともっといいものが造れて運営もできる。そういうのを示して、将来的な話をしていくのがやはりいいかと思っています。

それは決して学校だけではなくて、ありとあらゆるものだってそうだと思います。正直な話をすれば、集落センターとか各集落にありますけれども、今、集落の数が、戸数がすごい減少しています。そういうところは、例えばもう何十年たったから建て直さなければいけないけれどもどうするかというときに、ある程度の地区ごとで、5地区、4地区集まって集落センターを立て直す、もしくは共用していくとか、そういうことを——これは集落の話ですけども、また、役所が主導的な役割を担って話していくというのも、これも私は重要だと思いますけれども、この辺についてはどうでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 公共施設の統廃合について

学校の話もまさにそのとおりだと思います。そういう視点を持ってやっていかなければならないと思っています。

集落センターの話も出ました。なので、先ほどの公共施設の統廃合の問題には、やはり役所というのは全てにいろいろつながっているのです。例えば各行政区にある集落センターであれば、準公共施設といえはそのとおりだけれども、我々の直接の財産ではない場合が多い。こういったところに我々が造ることによって、地域の住民の皆さんのサービスにつながるといって、そのことによって——統合させて、もしかすると、我々が造るものに、そういったところが会議室であれば、用が足りるのではないかということになれば、住民サービスの向上につながります。

だから、これまでの発想や在り方、形態だけを考えるのではなくて、統廃合の問題は様々ないろいろなことがあって、これに福祉のことも絡まっていくかもしれません。これから目指さなければいけないのは、そういうことだと思います。考えは多分、ほとんど同じではないかと思っています。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 公共施設の統廃合について

実際に私も、ちょっとこれはほとんど夢想と言ってもいいかもしれませんが、夢のような話なのですけれども。例えば集落センターを統合して利用して、そこにさっきのPPPではないですけれども、民間がふだんは事務所や何かに使って、それで集落が貸して、それを造った減価償却に充てて、夜とかは集落センターの本来の、集まって会議するとかに使うとか、そういうことだって私は十分考えられるのではないかと思います。それにはやはり、それだけ企業さんが来て借りたいという意思があるような市をつくらなければいけないので、そこはぜひとも市長に頑張っていただきたいと思います。

それで、除却の問題も出ました。当然古い施設だから統廃合しなければいけないというわけで、その古い——使えなくはないのだけれども、古いというところで、人が簡単に借りてくれるかという、なかなか難しいというのが実情だと思います。そうすると壊して、更地にしてその土地を売りに出すか、それとも売れなければ市の財産として持っているかということなのですけれども。そういうときに、例えば先ほど言ったPPPの話もありますけれども、では、なくなったそこを、建物を利用するのではなくて、土地を利用するところで何か考えてもらえないとか、そういう、民間に打診する。もしくは広い土地であれば、そこに新しい住宅地を建てるとか。そういうのを積極的にこれから出していかれる、そういうことも必要になるかと思うのですけれども、ぜひ、その辺に關しての考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 公共施設の統廃合について

一部そういうふうに、もう始まっていると若干思っていますし、そういう視点を持っていますので、今、議員がお話しされているように、非常に有効に使っていく。そしていろいろな力をお借りする。そういうことに常に聞く耳を持っている。そして提案もしやすい環境、こういったものをつくっていくことが大事だと思います、まさに言われているとおり。既にいろいろなことについては、そういうような気持ちで取り組んでいると思っています。ただ、公共性は、我々は外せないのも、その辺はもちろん、当たり前ですけれども、そこをきちんと踏まえた上で、やはりよりよい地域をつくっていかねばいけない中にある1つの視点だと思います。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 公共施設の統廃合について

市長がそういう考えは、もうおありだということですので、私も安心していますけれども、やはりそういうシステムというか、今度そうしたら市の土地でこういうところが空いていて、こういうことになら使えるとか、そういうのをもっと分かりやすくというか——例えば業者さんが何か土地がないか調べたときにインターネットでぱっと出てくるとか、そういうものを使って積極的に公表していくことが、またそういう積極的な利用につながるのではないかと思います。

これを今日明日やれと言ってもなかなか難しい問題ですけれども、ぜひともそういう電子的な、インターネット的な発信も含めて考えていただきたいと思いますけれども、この辺はどうでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 公共施設の統廃合について

私の中では一部そういうふうに、土地の公開とかも始めていると思っていますが、担当している財政課長のほうから答えさせますので、よろしくをお願いします。

○議 長 財政課長。

○財政課長 公共施設の統廃合について

今、売払いが可能だとか、貸付け可能なものということでもあります。以前も議会のほうで質問がありましてご答弁していますとおり、常時出せる状態でウェブサイト等にはまだ掲載はできていないのですが、その辺のところは一度公売をかけて残っている部分ですとか、今こういう施設があるというのは、そういった形で情報提供していこうということで、検討といたしますか、準備を進めているところでございます。そういう形で知らせていければなと考えているところです。

以上です。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 公共施設の統廃合について

一般質問ではなかったのですが、前の議会のときに聞いて、どうなっているかと思ったら、進めていらっしゃるようなので大変安心いたしました。

では、3番目の質問に入ります。これはちょっと説明を頂いたのですが、具体的なスケジュールというのは、なかなかまだ決まっていないと思うのです。実際、スケジュールといえば、市民の皆さんの理解を得るためには、やはり統廃合が何でされるのかという基準というのですか、施設の基準。そういうものが明示されていないと、何で自分たちのものは廃止されるのにあちらは廃止されないのだという、そういうことも当然あり得ると思うのです。

見れば大体書いてあるのですが、ただ、それにしても、例えば前にお示しいただいた公共施設マネジメントの実施方針というのを我々議員頂きましたけれども、これにしても、施設の性能とか経常コストとか、負担とか書いてありますけれども、負担が重くても、それでも残すというのは、我々から見れば多分、行政的にとか、公共サービスに必要なのだろうということは理解できるのですが、一般の市民の方にもやはりそういうことを理解してもらって、これはこれこれこういう理由だから残します。これはこういう理由だから統廃合しますと、そういうのをきちんと説明しなくてはいけないと思うのです。その辺の基準というのを示せるかどうか、そこだけちょっと聞かせてもらいたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 公共施設の統廃合について

総合的と言っても、いろいろな見方の基準——そういう意味で基準なのだけれども、そういうのをいろいろ見た中で総合的に決めているので、これだという基準というのは設けていないと私は思っているのですが、担当する課長から答えてもらいます。いろいろ集約化とか複合化、また減築とかダウンサイジングするとか、広域化することを目指していこうとか、それぞれの施設等によって全然違ってくるので、ちょっと答えてもらいます。特別な基準というのはちょっと設けにくいのではないかと思います。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 公共施設の統廃合について

統廃合、廃止等の基準ということでございます。当然、施設の廃止、統合の説明に入るときは、議員がおっしゃいましたように、これこれこの施設はこういうわけで、例えば建築後何十年が過ぎて、利用者も少なくなってきたためとかというような、個別の説明は当然しっかりとしていくかと思っております。

廃止を決めた基準ということをおっしゃっているかと思うのですが、例えば木造だったら築30年過ぎていて、何キロメートル以内に類似の施設があって、利用者が何年間に何パーセント減っているから廃止というような基準というものはないわけです。それを最初に決めて、これに達したから廃止、除却というように機械的に決められるものではないと思っていますので、市長が申したとおり、総合的な判断ということに最終的にはなるのではないかと考えております。

以上です。

○議 長 1番・大平剛君。

## ○大平 剛君 公共施設の統廃合について

確かにそういう面もあるということは理解しております。ただ、やはり、私が一番こういう、なぜ基準をという話をするかという、住民の方の理解というのは非常に大切なわけで、特に自分のところの施設がなくなるというのは、やはり住民にとってはかなり、心理的にも納得し難いところがあるわけで、そこを明確にできるかどうかというのはまた重要だと思います。

必ずしも 100%の住民の方が賛成してくれるなどということはまずないと思います。でも、やはり 6 割方、7 割方の住民がそれだったらしょうがないとか、新しいのができるのだからそちらに行けばいいやと思っていただくためには、やはりそういうところもきちんと整備していかなければ、なかなか難しいのではないかと思ったわけでございます。おっしゃる向きはわかりますので、今後そういう説明を細かく丁寧にやっていただくということを、実際に課長が今、答弁でありましたから、その点をぜひ、お願いしたいと思います。

最後になりますけれども、公共施設の統廃合という問題は、実際に我が市が合併してから絶対にやらなければいけないことであり、はっきり言ってしまえば、合併した目的の 1 つだろうと思うのです。それがやはり今になって出てきて、これまで時間がかかって、今になってようやくこういう形で出てきたということで、私は非常に期待もしているし、同時に不安もあります。

なので、それは多分、市民の皆さんも同じだと思いますので、ぜひ、市長にはそういった市民の気持ちに寄り添う形で統廃合、ありとあらゆるもの、学校、ごみ処理施設、あと病院とか、いろいろな課題が議会に出てきました。それも含めた上で、ぜひともきちんと進めてほしいというのが、私からの切なるお願いでございますけれども、質問なのにお願いで締めて申し訳ないですが、それに対して何か市長から一言あればお願いしたいと思います。

○議 長 市長。

## ○市 長 公共施設の統廃合について

最初はいわゆるダウンサイジング型というか、除却とか含めた、縮めていこうという話から捉えられやすいし、もちろんそれが一番ある計画ですけれども。

大平議員との今のやり取りの中のちょうど真ん中辺りですね、よりよくするためにやっていくのですよという視点を、やはりより強調できるような計画性、そして新しいものの建設も、公共施設の統廃合という問題と同じ歩みの中で一緒に語られていって、例えば施設がその地区からなくなるかもしれないけれども、その足の確保としてはきちんと市民バス等がこれからもっとより充実したものが出来上がっていくとか、小さいコアな施設ではなくて、12 の施設単位で大きくものを考えていく。そういう意味では地域づくり協議会の単位というか、そういったところで補完していきましようとか、やはり地域にとっての理解がしやすい話も併せ持ちながらやっていく中で、しかしながら、総体としては減らしていくことを前提にしなければいけないということが語られていき、理解につなげられるものだと固く信じているので、そういう方向性を持ってやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長 1 番・大平剛君。

○大平 剛君 公共施設の統廃合について

では、その方向で進むことを期待して、また私も議会議員の 1 人として、言い方は悪いですが、見守ったり、監視したり、議論しながら進めていけるといいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

これで終わります。

○議 長 以上で、大平剛君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を 11 時 45 分といたします。

[午前 11 時 32 分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午前 11 時 45 分]

○議 長 一般質問を続行いたします。傍聴の皆様、大変ご苦労さまです。

○議 長 質問順位 14 番、議席番号 7 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 議長より発言を許されましたので、7 番議員・勝又が一般質問を行います。言うまでもなく、市政は市民のためにありであります。議会もまた当然、市民のためにあるわけで、市民の代表としてこの議場に身を置く 1 人の議員として、市政がよりよくなるようにとの思いで発展的な質問を心がけたいと思います。

今回の質問は、日頃、市民が私に語りかけた内容から拾ってみました。どうすればよくなるのか、提案を含めた質問にしたいと思います。

### 1 ワクチン接種の状況について

昨年の 11 月に新型コロナウイルスの感染拡大が報道され始めて 1 年半が経過しました。いつになったらマスクを外せるのか。この議場においても、いつになったらこの仕切りのアクリル板を外せるのかと不安な気持ちでいっぱいであります。先のことは全く分かりません。4 月の頃にある医療の専門家の発言で、これはテレビにおける発言でありましたが、コロナ禍は 3 年続く可能性があると言っていました。そんな中で、高齢者のワクチン接種が進められてきたわけですが、近頃では若い世代の感染拡大が繰り返し報じられるようになりました。

また、変異株と言われるウイルスの感染拡大も繰り返し報道されています。つい先日のテレビで、ある医療関係者がより感染力の強い変異株が、従来型のコロナウイルスに置き換わるという傾向が出てきていると。状況は刻々と変化していると語っていました。土曜日の朝のニュース番組、そして日曜の朝のニュース番組でも、専門家は状況は刻々と変わっていると。そのように口をそろえて言っていました。

コロナ禍という前例のない状況の中で、ワクチン接種に従事している多くの方々と、その努力にこの場を借りて敬意を払いたいと思います。どうあれ、今後も引き続き対応の難しい状況が続くことに変わりはありません。

さて、質問であります。今市民が最も関心を持っている話題。すなわちワクチン接種の状況についてであります。

昨年からはまった新型コロナウイルス感染症の第1波から、第2波、第3波、第4波に至るまで、感染者の数を見ると全国的にますます増えてきていますが、我が市でのワクチン接種は順調に進んでいるかどうか。また、問題点があるとすればそれは何かお尋ねします。これが(1)、1問目です。

(2)として、ワクチン接種について、さらに詳しい情報の公開・発信を望む市民の声がありますが、現状の公開・発信の仕方ですと十分だと考えているのでありましようか。

この2点について、壇上よりお尋ねします。市長の答弁によっては、質問席から再質問をさせていただきます。

○議 長 勝又貞夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。  
市長。

○市 長 それでは勝又議員のご質問に答えてまいります。

### 1 ワクチン接種の状況について

まずは、大項目1点目のワクチン接種の状況についてであります。当市のワクチン接種は順調に進んでいるか否かということでありまます。問題点それは何かということでありまます。

4月25日から当市は集団接種を開始いたしました。最初は大和地域の赤石小学校から。この時点では、ワクチンの供給量が定まらない、見通せないという状況でした。このことがまず前提にあります。供給量に限りがあるという中で開始をされまして、私どもの市としては集団接種型をとにかく力強く最初は進めていこうということで、順番を集団接種型から次に個別接種型、いわゆる医療機関とかで今6月1日から受付も開始しているところもある、医療機関での打ち方を始めています。

例えば、昨今、最近の新潟市のことはよく言われて、私は非常に心が痛いというか、なかなか難しかったはずで。それが、個別接種会場と集団接種会場のやはり予測、1対9で考えていた。当市は集団接種型を多くしようということで進めたわけ。こういったところもいろいろあったのだろうなということでありまます。

そういうことも含めてなのですけれども、当市は日曜日ごとに最初は1会場から、赤石小学校から始めて、その後、供給されるワクチン量が増えてきた。増えていこうと予測は当初立てて、会場数や会場ごとの接種者数を考えてきました。まさにそれと一緒に考えながら進めてきている感があるわけ。この中で、会場を増やすことができます。供給されたワクチンは在庫することなく、ほぼ使い切りながら、ほぼと言っていますが、本当に使い切りながら今、当市は進めることができます。一滴も無駄にしないという気持ちでやっているわけでありまます。順次、高齢者の皆様への接種を進めてきているところ。です。

しかしながら、ワクチンの供給量が繰り返しますが、当初十分でなかったというために、接種をお待ちいただいている方も、やはりその後の展開の中ですぐにそれをリカバリーできませんので、こういう中ではそういう方も多いということも当然分かっております。接種で

きない不公平さを感じた方も中にはいらっしゃると思います。不安な思いを持つ中で、誰も早く打ちたいという中に駆られる中で、これらを展開していることをぜひ、ご理解を頂きたい。日々頂く問合せ、これは様々まいります。私のもとにもいっぱい来ますが、こういう中でいろいろご説明もしますけれども、そういうことを認識はしています。

医療機関での個別接種が始まり、そして高齢者の皆さんへのワクチン供給が順調に今進んできている中で、ようやく接種の終了——65歳以上のことを言っていますが、こういったものが見通せるようになってきたと。当市として順調かどうかとお尋ねでありますので、私は胸を張りたいと思っています。決して他の市町村との競争ではございません。競争下においてはいけないのですが、しかしここで言いたいのは、関係する市役所もそうですが、関係する医療従事者の皆さん、医師、看護師、薬剤師の皆さん、医師会の皆さん、そして様々なボランティアの皆さんをはじめ、多くの皆さんの協力によってこれが成り立ち、加えまして冷静に圧倒的に冷静にお待ちを頂いて、そして寛容な気持ちでワクチン接種を待ちわびながらも待っていただいている市民の皆さんに、感謝を申し上げなければならないと思っています。

その上でも不安のある方がいらっしゃるかと当然思いますが、その不安も今、以前と比べれば格段に低下してきているのではないかと思います。それは接種の順調さが裏づけていると私は思っています。

2点目であります。詳しい情報の公開・発信を望む市民の声があるということですが、今のままで十分かというお尋ねです。南魚沼市の新型コロナワクチン集団接種の開始の当初は、今ほど申し上げたワクチン供給の遅れ等も当然これがありまして、限りがあったと。当市がワクチンの量が、当市だけが供給量が少なかったのではなく、これは今だから言いますが供給量は多かったのです。今、国全体の話をしていますので、申し訳ない。そして、このお知らせがなかなか今言ったように歩みを一緒にやりながら進んでいるものですから、それらが十分に伝わるのがなかなか難しかったかもしれません。ご心配をおかけしました。

5月21日からは、市のウェブサイト上で6月からの医療機関での実施の予告が早まってくるようになってきたり、徐々に改善していくわけです。そして、5月25日からは、市内の接種人数や回数などを今、掲載もしています。だから今どのぐらいの状況にあるかということが、市民の皆さんがきちんと入手することができる。見る環境にない人もいるかもしれないので、できればいろいろお伝えください。我々もそう思っていますし、市長も自分の個人的なフェイスブックのほうで、毎日これを更新したりしています。かなり皆さん分かってくださっているのではないかなと思います。これらを含めて、今後もまだまだ長丁場になりますので努力を続けてまいります。

市報6月1日号には、また同じ日の市のウェブサイトでは、医療機関での実施等の情報を掲載しました。予約開始というところが1日から始まりました。まだ、日にちのばらつきがあるのですけれども、始まりました。

今後の計画についても、確定次第、公表していきます。なお、64歳以下の皆さん、ここも心配どころですね。この皆さんへの対応については、現時点で決定している内容をお知らせ



したいと思います。接種券は、6月中に発行する予定としています。前倒しです。そして、基礎疾患のある方及び市が特定するエッセンシャルワーカー、当地域を守らなければいけない、もしくはクラスターを発生させる原因にもなる、そういうリスクの高い職種の皆さん、これらを含めて優先枠を設けて接種を行います。接種の開始時期については、7月からを予定していきまして、今日くしくも新潟日報の一面、一番大きな記事のところに、この発表というか報道がありました。これらを含めて頑張っています。

発信を望む市民の声があるがということですが、多分このご質問をしたときと、今状況が変わっているのではなかろうかと考えております。

以上です。

○議 長 勝又貞夫君の一般質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩といたします。再開を1時10分といたします。

[午前11時59分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後1時08分]

○議 長 一般質問を続行いたします。多くの傍聴の皆様、大変ご苦労さまです。

○議 長 それでは、勝又貞夫議員の一般質問を続行いたします。

7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 ワクチン接種の状況について

市長より丁寧な答弁を頂きました。送られてきたワクチンを余らせることなく使い切っているというお話、それから新潟県の自治体の中でも、我が南魚沼市はかなり先行しているほうだというお話を聞いて、大変安心したところであります。市長、副市長以下、関係者の皆さんの努力によるものと思います。

次の質問ですが、我々が今いろいろ話題にして聞いているのは、ファイザー社のワクチンであります。我が市は今後もファイザー社に統一してやっていくことになるのかどうか、その辺についての市のお考えをお尋ねします。

○議 長 市長。

○市 長 1 ワクチン接種の状況について

この件につきましては、専門的な分野のお話もあるかもしれませんので、担当している外山副市長に答えてもらうことにします。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 1 ワクチン接種の状況について

国の戦略上、最初にファイザー社だったものですから、ファイザー社ですときました。ただ、ファイザー社のワクチンの場合には、マイナス80度という問題や、それから希釈しなければいけないということで、使い勝手が非常に集団接種的にはやりにくいものなのですが、今のところファイザー社という形で供給が来ておりますので、当面ファイザー社を選択せざるを得ないのだろうと思うのです。

一方でご案内のように、武田モデルナ社が承認されて職域接種であるとか、大規模接種で使われ始めておまして、今後、国の供給体制をよく見ながら、全体の量として南魚沼市民に不利にならないように見ていきたいと思っています。それぞれモデルナ社も非常にいいワクチンなのですが、また現場での温度管理でそれなりにまた難しい点もありまして、よく注視しながらやっていきたいと思っております。ですから、当面はファイザー社で行きますけれども、モデルナ社を一切排除するということではございません。

○議 長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 ワクチン接種の状況について

今の副市長の答弁で、今後モデルナ社のワクチンもあり得るというお話であったように思いますが、ファイザー社のワクチンとモデルナ社のワクチン、この2種類が同時進行で使われるようなことになった場合、1回目の接種がファイザー社であったけれども、2回目の接種がモデルナ社のワクチンであったとかというようなそういう類いのこともあり得るのではないかと。1回目と2回目は統一するべきだと私は思いますがけれども、実際問題として今後そういうトラブル、そういう何と申しますか、実際の現場において何らかの混乱が生じる、そういう可能性というものはないかどうかお尋ねします。

○議 長 市長。

○市 長 1 ワクチン接種の状況について

今ほどのお話ですが、1回目と2回目が違ってはいけないというのは、薬事法上そうだと思います。違えてはいけないのです。この辺につきましても、専門性の高いところでありますので、外山副市長から答弁させます。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 1 ワクチン接種の状況について

今、市長が答弁したように、薬事法上、治験が同じファイザー社ならファイザー社、モデルナ社ならモデルナ社ということでそれぞれ会社が承認を取っております。それで安全性が証明されている以上、混ぜてはいけない。1回目と2回目を混ぜてはいけないということになっています。ただ実際にそうした場合に、どういうふうな同じメッセンジャーRNAワクチンで不都合が生じるかというのはまた別の話だと思います。

ただ、実務上、今、議員がおっしゃっているのは、同じ地域の中に2つのワクチンが混在した場合に、戦略上といいますか住民の間で混乱が生じたり、手続的に混乱が生じてはいけないと、こういう趣旨だと思います。それはもちろんそうございまして、ですから国が今、モデルナワクチンについては、職域及び大規模接種に統一してきております。ただ、先ほど来、申し上げましたように、全体の供給量がどうなるかというのは分からないものですから、もしかしたらそういうふうに地域で混在せざるを得ない状況もあるかもしれないと思っております。その場合には、接種間隔も違いますし、いわゆる配送の仕方も違うわけですので、徹底してその辺は医師会と協力しながら管理していくのだらうと思います。

○議 長 7番・勝又貞夫君。

**○勝又貞夫君 1 ワクチン接種の状況について**

答弁いただきました。これについては、私もこれ以上お尋ねしないほうがいいかなとそんなふうに思いますので、今後いろいろな場面でご配慮いただきたいとそんなふうに思います。

次の質問ですが、今後やがて 64 歳以下の若い世代にワクチン接種が行われるようになるわけですが、1 回目を打った後、3 週間後に 2 回目を打つというその基本的なサイクルを守れない場合、仕事に専念するそういう立場上、必ずしも 3 週間と言えないで 1 か月以上はたってしまうとか、あるいは自分の予定や何かでもう 1 週間後に 2 回目を打ってしまうとか、そういうこともあり得るのではないかとそんなふうに思ってもみるのですが、この点についてはどのような見解を持っているかをお尋ねします。

**○議 長 市長。**

**○市 長 1 ワクチン接種の状況について**

この件につきましても、外山副市長のほうに答弁をさせます。もしくは担当部長に。

**○議 長 外山副市長。**

**○外山副市長 1 ワクチン接種の状況について**

実際に 3 週間というインターバルを守れない例も出てきております。それで薬事法上は 3 週間という、ファイザーであればルールといいますかがあるのですが、まして集団的にやる場合には、議員が今おっしゃったようないろいろなケース・バイ・ケースがあるわけでありまして、我がほうとしてはいろいろな WHO の治験であるとかそういうことを見ながら、3 週間よりあまり早くなつてはいけません。2 回目というのはブースターということで、もう一回打って免疫を高めるわけなので、よく言われておりますのは、諸外国の例もあるのでありますが、6 週までは打ってくれという形になっております。

集団接種の会場で 1 回目を打って次の 2 回目のときに来られない人に、では次のほかのところの会場をあっせんしなければいけないのですけれども、その場合にはもうぎりぎりあなた様はもう打たないといけませんよと、この期間にという形で、個別にアナウンスするなどしておりまして、今のところそういう形でやっっていこうかなと思っています。

**○議 長 7 番・勝又貞夫君。**

**○勝又貞夫君 1 ワクチン接種の状況について**

今の質問の件、分かりました。これも専門性の高い質問になってしまうかなと思いますが、変異株に対しては今用意しているワクチンが効きにくくなる可能性があるかと、これはテレビで何度か繰り返し私は聞いたことがあるのですが、ウイルスが変異を繰り返す場合、最初のものに対して作ったワクチンが効きづらくなると。あるいは必ずしも変異ウイルスにこのワクチンが効くとは限らないというような、そういう発言を医療の専門家の口から耳にすると、テレビや何かでそういう話が出されることがあるわけです。報道によれば、変異株がだんだんと広がってきているようなニュースもありますが、この点について分かる範囲でお尋ねします。

**○議 長 市長。**

○市 長 1 ワクチン接種の状況について

テレビニュースあまり見ないようにしているのですけれども、議論百出なのです。そして、そういうことが——今我々はワクチンの接種を推進しているのです。お尋ねなので答弁してもらいますが、専門性が高い内容です。そして、世界中で初めてのことに尽くしを進めているわけです。

そういうことの中で、100%の答えというのはなかなか見つからないだろうと思いますが、私のところにはこのワクチンをやめなさいという声もいっぱい来るのです。真顔で。推進している市長にです。この間、コンビニで1時間ぐらい立ち尽くしてガンガン説教されて。そういうこともあるのです。なので、議場の席であります。お尋ねなので答えさせていただきますが、不安があおられていくような中身にならないような、やはり質疑をぜひ、私は期待しています。答弁を副市長にしてもらいます。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 1 ワクチン接種の状況について

現在、使われているワクチンは、メッセンジャーRNAワクチンと言いまして、コロナウイルスというのはRNAという遺伝子の鎖なのです。そのメッセンジャーRNAというそれを使って自分で複製していくのですけれども、その一部を切って、それをワクチンに入れております。それでよく生ワクチンとか言いますが、これは少しウイルスや細菌を弱めてそして免疫をつけさせてやるわけなので、水ぼうそうとか、はしかとかのワクチン。それから、不活化ワクチンはウイルスなら細菌を殺してしまっただけのものですから、なかなか増幅しなくて免疫が付きにくいのです。それはインフルエンザとかのワクチンがあります。

今回のメッセンジャーRNAワクチンというのは、それを入れると、体の中にウイルスの情報を入れますので、ウイルスの一部がどんどん増えるので、そういった点では非常に抗体など免疫が付きやすいワクチンだと言われております。ご指摘のコロナウイルスがワクチンに対してスルーするといいますか、ワクチンが効かなくなるという話は、必ずウイルスというのはどんどん、どんどん複製する最中にエラーが生じるものですから、エラーが生じた結果、今のワクチンと違う型のウイルスができる可能性があります。そうしますと、今のワクチンで作っていたウイルスの型を見つけて抗体を作るとというのが、ウイルスが変異すれば変異株として型を見抜けなくなるということが今問題になっているのです。

今、市長が申し上げましたように、現在、使われているファイザー社やモデルナ社のワクチンは、様々な世界で今ある変異株に対して一定程度効果があると研究成果が出ております。それでただ万が一、今後例えばそういう現在のワクチンに対して完全にスルーするような変異が出てきた場合も、それに対応した認識ができるようなメッセンジャーRNAワクチンを打てばいいので、これは今後どういうふうになるのかよく分かりませんが、市民の皆さんがご心配しなくてもいいと思っております。

○議 長 7番・勝又貞夫君。

**○勝又貞夫君 1 ワクチン接種の状況について**

大変聞きづらい質問でありました。答弁いただきましてありがとうございます。心配はないという答弁を頂き、安心した次第であります。

質問の方向を変えてみたいと思います。ワクチンの接種については、市長や市の職員、あるいは通園・通学などのバスの運転手には、年齢に関わらず先に打ってもらうべきだとの考え方がありますが、この点についてはいかがでしょうか。

**○議 長 市長。**

**○市 長 1 ワクチン接種の状況について**

この点についても、私の答弁で不足なところは担当する部署なり副市長に答えてもらおうと思います。まず最初、職員。これは私の持論なのですけれども、今、集団接種会場で医療従事者の皆さんはいろいろありましたけれども大体打って、あそこの集団接種会場にいます。集団接種会場というのは医療機関に選定してやっている場所なのです。そこで、全くまだ接種もせずに丸腰で戦っているのは、自治体職員です。この長として私は非常に今、これでもいいのかという思いもありながら、しかしながら頑張ってもらわなければいけないので、苦しいながら頑張ってくれと言っているのです。早くその職員に打って、やはりきちんと安全を確保した上で、そして市民の皆さんの安全を確保するための活動をしなければならないと思っていますが、ありがとうございます。

それから、バスとか交通機関の皆さんにという話です。当然そういうことを考えておまして、これから64歳以下の皆さんに間もなく接種を始めようという準備をしていますが、この中で市におけるエッセンシャルワーカー、この地域を守るためのそういう例えばクラスターを発生させてしまう原因になりかねないそういう職種の皆さん、こういったところをきちんと優先順位をつけましてやっていきたい。この発表もさせてもらいたいと思います。

私の立場のことは、私からちょっと申し上げにくいです。私の思いとしては、前面に立って戦っている職員が打ち終わらないのに、私は打つつもりは今のところない。

以上です。

**○議 長 7番・勝又貞夫君。**

**○勝又貞夫君 1 ワクチン接種の状況について**

市民からそういう考え方もあるだろうと。市の職員は当然打つべきだという声も何度も聞いたものですから、こういう質問をしてみました。

次に移ります。さらに、障がい者やその家族、それから寝たきり介護状態の人の家族などには、先にワクチン接種を優先するべきだとの市民の声もありますが、この点についてはいかがでしょうか。

**○議 長 市長。**

**○市 長 1 ワクチン接種の状況について**

先ほど答弁させていただいたエッセンシャルワーカー等々の中には、非常に細かいものもあるかもしれませんが、それをここで今、全部挙げることはできません。ただその中に、思

いとして今ぜひ、検討してほしいと言っているのは、まずは 65 歳以上といってもなかなか家にいて在宅で介護している人たちがいます、されている方がいます。介護に当たっている方、受けている方。ここには 65 歳以上になるといっても、なかなか小分けにしたりすることで、接種が難しいのです。行って、15 分、30 分、お医者さんがそこにいなければなりません。1 日に何か所回れるかという、こういう話になるのです。

しかし、そこもやっていきますが、加えて必要なのが介護を手伝っているというか、家族の皆さん、こういった皆さんがやはり把握ができるわけですから、そこにやるとか、障がい者をお持ちの皆さん、障がい者の方もそうなのですが、加えてその保護者の方や面倒を見ている方がなくなってしまったら本当に面倒を見られなくなる。そういったことも心を砕いてほしいということで、私の立場からも今接種のところ、いろいろ考えている部署にぜひ、検討を加えてもらいたいと言っています。ただ、これが今、私のほうから全部こうなりますとちょっと言いにくいところがあります。

○議 長 7 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 ワクチン接種の状況について

時間に制限がありますので、次の質問に移ります。(2)として、ワクチンの接種についての情報公開の質問をしておりましたが、市長の答弁を受けて全くそのとおりなのです。私が市民から情報量が少なく、その状況が分からないと。散々いろいろな話を聞いたのが5月20日以前でした。5月20日の新型コロナウイルス感染症対策連絡会議の席で、我が会派歩む会から情報発信についてもっと可能な限りいろいろデータ上の数字といいたいでしょうか、あげて発信してもらいたいという話を文面にして提案させていただきました。その後かなり改善されたということは市長の答弁にもあるとおりであります。私もその表を見たりして確認しています。

そんなわけでこれについてはこれ以上、聞く必要がないかなとそんなふうにも思いますけれども、今までのことはそれとして、今後 65 歳以上の方々の接種が終わるのが7月いっぱい。64歳以下の人たちの接種が始まるのがまたもう少しというお話がある中で、その辺の動き、予定とかあるいは進捗状況とか、数字的な面も併せて毎回の市報お知らせ版等々あるいは市のウェブサイトであれば毎日更新していただければと。可能な限り毎日更新していただければとそう思うのですが、この点について簡単にご答弁をお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 1 ワクチン接種の状況について

それでは簡単に答弁いたします。もう既にそういう体制になっていますので、ご覧ください。毎日かどうか分かりません。しかし、ほぼ的確に今発表しています。よろしく申し上げます。

○議 長 7 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 自然環境保護条例について

では、大項目の2番目に移ります。今年の5月3日に地元の昆虫の愛好家の案内で五日町

の某所に行ってまいりました。車で行けるところまで行って、あとは歩いて山道をずっと登って行って、そして右に降りてさらに入ってみると、ギフチョウが生息している場所だというお話でありました。ギフチョウが卵を産むその植物、カンアオイという植物もいろいろ見てまいりました。

私が案内されて行ったときに、既に女性の方が白い大きな捕虫網を持ってその場にいたのです。どちらからいらっしゃいましたかという話をしたら、関東、東京だったか神奈川だったかよくはっきり記憶していません。そこでいろいろ話を聞いたり、あるいはギフチョウが飛んでいる姿を眺めたりして戻るときに、また3人の人に会いました。どちらからですかといろいろ聞いてみると、全て県外なのです。驚いたのは、九州の福岡から来ましたというお話で、本当にこのギフチョウを目的に九州から来たのですかと聞いたら、はい、そうですと言ったのです。私は驚きましたし、これも貴重な経験かなとそんなふうに思った次第であります。やはり乱獲が心配という思いがしました。

皆さんの中にはご存じの方もあらうかと思えますけれども、六日町の上町のシミズ商店という店の2階に、清水守さんという個人名を出していいか悪いかですけれども、清水守さんという人が採取した膨大なコレクションがあります。コレクションとは言わないですね、昆虫標本。A4版の4倍ぐらいのこれぐらいの箱です。大小ありますけれども、昆虫の標本が200ケースほど。まさに見事な標本群であります。ああいうものを見るにつけ、ああ、昔はこういうものがいたのだと。最近は見なくなったなと思いながら、自然の環境の変化を思い、また可能な限りそういう生物が生息できるそういう環境を残すべきだと。そんなふうに思ったわけですが、そんな市民との話の中で、この質問を思いつきました。

2問目です。自然環境保護条例について。我が南魚沼市では、平成17年に市の木はこぶし、市の花はカタクリと定められていますが、これらを含め自然環境を保護するための条例がありません。新潟県では希少野生動植物保護条例を定め、両生類・昆虫・植物など16種類を保護の対象としています。魚沼市では、既に5年前に自然環境保全条例を制定しているようであります。これは電話で確認しました。インターネットでも調べてちゃんとそういう情報が出てきますので間違いありません。先行する魚沼市の例を見習い、我が南魚沼市でも同様にこの類いの条例の制定を検討するべきではないかと思うのですが、この点についてお尋ねします。

○議 長 市長。

○市 長 2 自然環境保護条例について

勝又議員の2つ目のご質問に答えてまいります。自然環境保護条例についてです。希少野生動植物の保護施策を推進するためには、何よりも生物学的見地を基盤とした判断が必要になるかと思えます。当市だけの限定した保護ではなくて、周辺地域を含めた一定程度の広域的な対応が必要であると考えています。

県では先ほどお話がありました——検討会があり、新潟県野生生物保護対策検討会が設置されまして、平成12年度には野生動植物の生息・生育状況を取りまとめたレッドデータブ

ックにいがたを作成し、定期的な見直しを行いながら、県民や事業者の皆さんに保護を呼びかけているということです。

お話にありましたように、今年の3月には、新潟県希少野生動植物保護条例が制定をされまして、先ほど言っていたいただいた16種について、絶滅が危惧をされるということで指定を受けて、そして採取等の規制や罰則の制度も設けられ、令和3年5月からは条例に違反して希少な動植物を採取した場合には、罰則が適用されているということです。

この条例に係る基本方針の中で、生息地等が明らかになることにより、お話にありましたように乱獲、環境の悪化などの恐れが増すことについて、この中に触れられています。この点においても、圏域として取組を進めるということが、より有効であると考えている。現時点におきましては、市独自の保護条例の検討・制定は考えていない。

趣旨を分かっただけですか。お隣の市のことを何か私が言うことはできませんが、特定されるのです、地域が。先ほど議員は、希少動植物の名称をここでお話をされていますね。私はここで議場で言ったことがないのですよ。分かってしまうからです。そういう配慮をしているのです、私。そして、これは全国の皆さんにここにいますよと言っているのと同じことなのです。なのですよ。SNS等を使って発信する人もいました。これはもう世界中に向かってここにいますと言っているのです。

そういうことも含めて、条例制定というのだけがいいのか、新潟県でこういう希少動植物を保護するという条例があって、特定をなるべくしないで全体の中でここに守らなければいけないものがありますということをやっていったほうが私はいいと思っていて、そういう意味において南魚沼市でこの条例を策定しようという考えは私にはない。議会の皆さんからはいろいろなまた提案したり、条例制定に向かっていく動きをつくることはできるわけですから、私がそう思っても皆さん、勝又議員が違っていても結構ですけれども、私には考えはありません。

以上です。

○議 長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 自然環境保護条例について

市長の今の答弁を聞いて、再質問が大変しづらくなりました。さあ、どうしましょう。実は私も坂戸山にモウセンゴケという植物があって、虫を採って食べるそういう植物なのです。場所も知っていますけれども教えません。そういう——言ってしまいましたね。それはそうとして、どことは申し上げるつもりはない。

大事にしようと思えば、結局は教えないことが一番とそんなふうにも思いますが、南魚沼市に採取に来ている人たちは、採取ブックというものに、どこにどういうものが住んでいるとかいうような、そういう情報収集した集めた本が出ているのです。そういうものを見て遠方からやってくると。ああいう本に載ってしまうと、逆に市長が今言われたようにみんな知れわたってしまうということですよ。これについてはまた別の機会に改めて質問することとします。



### 3 魚野川沿いの桜並木について

3番目の質問であります。魚野川の桜並木についてであります。(1)魚野川沿いの桜並木、これについては、六日町の坂戸橋周辺から二日町橋まで、あの周辺までのことを言っているのですが、この桜並木は20数年前から順次、植えられてきたものですが、その管理について行政はどのように関わってきたかをお尋ねします。

○議 長 市長。

#### ○市 長 3 魚野川沿いの桜並木について

魚野川沿いの桜並木について、ご質問の順番で、まず1つ目の質問の答弁だけになりますので。魚野川沿いの桜並木は20数年前からという話ですが、具体的には平成10年から平成11年頃にかけて、魚野川を育む会という、ご存じだと思うのですが、という地域の環境整備に取り組むボランティア団体の皆さんが主体となりまして、魚野川右岸になりますが二日町橋から坂戸橋までの間に、約300本を植えたということでございます。魚野川の河川敷に植樹するためには、新潟県の占用許可が必要であったために、南魚沼市、当時は六日町になりますが、が協力して占用申請を行った。そういう関与をしました。そして県の許可を受けましたが、樹木の維持管理については、全て魚野川を育む会の皆さんが行って来ました。

しかし、20数年が経過しまして、現在はこのボランティア団体の皆さんが活動していないと思っています。そのため、近年ではそのままというわけにはいきませんので、市が枝処理などの対応を実施しています。また、植樹地の草刈りなどにつきましては、これは地元のボランティアの皆さんなど——大変ありがたいのですが、皆さんや新潟県の河川管理業務、県の業務の中で実施もされているところであります。

以上です。

○議 長 7番・勝又貞夫君。

#### ○勝又貞夫君 3 魚野川沿いの桜並木について

今、市長の答弁にあったとおりであります。魚野川を育む会が平成11年よりおよそ10数年にわたって植えた桜が、今あのように見事な並木になったということでもあります。この任意団体の高齢化も含め、あるいは亡くなった方もいらっしゃる。そういう状況の中で、目立った活動ができなくなり、やがて自然解散のような形になっているということでもあります。市長が今答弁にあったように、行政も最近、近年のことです。枝下ろし等、あるいはその他いろいろと行政がやってくれているというお話でありました。

今年の大雪のあの結果を見ると、あそこを歩いてみると分かるのですが、これはどうしてもこれはちょっとねと。何とかしたいなと思うような枝がかなりあります。それで、ああいいうものも含めて今後この維持管理をするはずであった魚野川を育む会がなくなってしまったわけですから、本腰を入れて行政がこの管理に関わるというようなそういう考え方があってもいいのではないかと。そのような市民の声もあるわけです。

ちょうど銭淵公園の桜並木とセットで両側、見事な桜が見られるそういう場所もあるわけです。銭淵公園については、行政が管理しているということで、道を挟んで反対側はあれは

我々がそれほど管理するものではないのだというような考え方ではなくて、今後より一層、将来も見据えて具体的にどうする、こうするというような明文化されたものをつくって管理に関わっていただければと。そういうものの考え方もあるわけですが、この点について思うところがあったらお尋ねします。

○議 長 市長。

○市 長 3 魚野川沿いの桜並木について

近年はそういう歴史的なずっと流れがありましたが、そういうことが難しくなっているの、市行政もそして県の管理行政もやっているということです。当然これが急に改まることではないと思うし、ただ、できれば勝又議員も近く、そういう思いがあふれている方であれば、再度、市行政だけに任せるのではなくて、自分たちも協力していこうではないかという流れをつくっていただければ、私も桜大好きですし、あそこは本当にすばらしい場所、坂戸の地区から続けて、非常に思っています。

最近あそこを歩くこともあって、休みの日とかに。ちょうど美佐島トンネルのこちら側は、木が倒木していました。こういったこともまた市が片づけることになったりということもあるかと思いますが、できれば官民でやはり花をめぐる。管理も含めて。そういうふうになっていってほしいなと思うので、後々ちょっと相談してまいりませんかということでございます。行政だけの頼りというのは、いささか考え方が少しという思いがします。

○議 長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 3 魚野川沿いの桜並木について

今の市長の答弁を聞いて、全くそのとおりでと思います。できれば、この地域の財産であるわけですから、市民の力によってああいうものは管理されるべきだと。その市民グループを行政が後押しするというような形が一番いいのだと思います。私が美佐島ですから、二日町までのあの桜の間の伐採に3回ほど参加したことがあります。それよりもさらに前に、魚野川を育む会の皆さんが桜を植え始めるそのとき、育む会の会長がお前も来いとそう言ったのです。そういうふうに声をかけていただいたのですが、仕事の都合で参加できませんでした。そんな思いもあってこの質問をさせていただきました。大変私にもいろいろな思いのある桜並木であります。

それについて、この魚野川を育む会と当時の六日町町長との間で交わされた協定書があります。写しを私が今持っているのです。この協定書の第6条にこのように書いてあります。環境保全に対し、機能を十分発揮できるよう今後とも必要な桜並木の整備に努めるものとするという内容であります。この内容を見て思うことは、あの桜並木を植える、あの事業について今後も何らかの形で継続できればいいなとそんなふうに思うわけです。

あそこを歩いてみると思うのは、この辺にも植えられるとこの辺にも植えられると、ここだって植えられるよなとそう思う場所がかなりあるのです。魚野川のことですから、東側だけでなく西側にだって桜並木があつていいわけです。反対側の土手を歩いてみると、やはり桜を植えたらいいだろうなと思うような所がかなりあります。実はあるのです。

今後、地元のボランティア組織云々という話もありますけれども、行政もある程度、市民にアプローチして、そういう志を持った人々のボランティア組織をつくるきっかけのようなものを与えていただければとそんなふうに思います。緑の100年のこの事業について、新潟県はまだまだこれは続ける事業でありますから、桜の木の苗木を頂きたいと言えば手配してくれると思います。そんなわけで、行政もそのきっかけづくりをしていただければとそんなふうに思います。地元にも若い世代でこれに関わりたいと思う人もいると思うのです。ぜひ、そういう形になるように行政としても何らかのアプローチのようなものをお願いできればとそんなふうに思うのですが、市長の所見をお尋ねします。

○議 長 市長。

○市 長 3 魚野川沿いの桜並木について

思いはありますし、私個人としては、ではということはこちらでちょっとはばかられますので、気持ちはよく分かります。最初に進めた方もよく存じ上げておりましたし、亡くなってしまいましたが思いは分かります。ただ、市長としてはこのエリアだけではありませんよ、市はいろいろな川筋があります。そういうことも含めて、どうあるべきかというのがあります。

ただ、今ある思いのこもった桜並木を維持、そしてまた廃れていかにないようにまた植え替えもしなければいけない。さらに植えるところが必要だという話もよく分かりますので、この辺のところはどうできるかについて、先ほどの答弁と同じですが、これからこういう議場のような場所ではなくて、いろいろ話ができるわけですから、そういったところから形づくったり第一歩を始めてみる努力を一緒にしませんかということ投げかけていますので、私もできる知恵はお貸ししますし、行政はその中でどの辺ができるかということも相談できるかと思っておりますので、そういうことにさせていただきませんかでしょうか。

以上です。

○議 長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 3 魚野川沿いの桜並木について

大変ありがたい答弁を頂いたと思っています。

以上で終わります。

○議 長 以上で、勝又貞夫君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を2時10分といたします。

[午後1時54分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後2時09分]

○議 長 質問順位15番、議席番号11番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 傍聴の皆様、ありがとうございます。今回は大項目で2点質問をいたします。

1点は上水道の事故・災害時の対応は万全か。2点目は八海山麓観光施設について質問を

いたします。私の前に 14 人の議員の方々から熱心に、熱のこもった一般質問をしていただきました。ほとんど 60 分を、持ち時間を消化しております。私の持ち時間も 60 分であります。大事に、能率よく、簡潔明瞭になるように努めたいと思います。

### 1 上水道の事故・災害時の対応は万全か

それでは演壇より 1 項目め、上水道の事故・災害時の対応は万全か、について質問をいたします。

3 月議会が終わった翌日、3 月 20 日の夕方から翌日の 21 日の夜まで蕪神地区の広範囲にわたり、水道管の破損により断水となりました。電気も水道も日常の生活の中では当たり前で使用できる環境に慣れているため、丸一日の断水は改めてライフラインの大切さを実感しました。関係市民には不自由をおかけいたしました。その中で昼夜、復旧対応、給水活動を行った職員、関係者に感謝を申し上げます。上水道管路新設及び更新工事や非常時の重要給水施設となる学校など、指定避難所への配水管の耐震化も進められていますが、更新が追いついていくのかな、との課題もあると感じます。今後の事故、災害時の対応について以下について伺います。

1、今回の断水の原因と教訓は何か。今後の対策をどのように進めていくのかを伺います。

2、法定耐用年数 40 年を超えている管路が 2 割近くあると聞きました。今後の更新は追いついていくのか。

3、水道技術者、一定以上の知識や実務経験を有する水道技術管理者の育成や工事監督者の育成、確保は大丈夫か、について、以上、大項目 1 点目の質問といたします。

○議 長 清塚武敏君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは清塚議員のご質問に答えてまいります。

### 1 上水道の事故・災害時の対応は万全か

大項目 2 つのうちの 1 点目の上水道の事故・災害時の対応は万全かというご質問であります。まず、1 点目の今回の断水の原因、教訓は何か。今後の対策ということでございます。お答えしてまいります。お話にありました名木沢高区配水区域の水道管の破損によりまして、これは五日町の一部も含んでいますが、主に蕪神地区が 26 時間にわたり断水となった事案であります。断水戸数で 260 軒の大規模な漏水事故が発生いたしました。使用者の皆様には土曜日の夕食時から日曜日の夜まで、水道を一番使用する時間帯に大変なご不便とご迷惑をおかけすることになってしまいました。改めまして、私の立場からもおわびを申し上げたいと思います。本当に申し訳ありませんでした。水道事業者の使命である安定給水ができなかったことについて、地域の皆様に改めておわびを申し上げたいと思います。

この水道管破損の状況ですが、名木沢高区配水池、この直下の、真下の塩化ビニール管 150 ミリの配水管が 1.5 メートルの長さで縦割れになっておりました。1 時間当たり 100 立方メートルを超える漏水が発生したということです。これは平常時の配水量 20 立方メートルの 5 倍相当分ということです。発生の場所はそのときまだ 1 メートル近い積雪があったと。

そして漏水箇所の特定をそのことが非常に困難にした上、また西部幹線用水路と八岡川に挟まれた傾斜地であったということもありまして、その管の埋設の位置も、土中、2メートル下ということで、大変に深く、復旧作業も極めて厳しい状況下の事案となりました。その対応に追われたということです。断水が長時間に及ぶこととなりました。

原因は、水道管の周囲は砂巻き——砂で巻いている、保護されているべきところですが、何らかの関係で、石混じりの土砂、これになっていたと。そして管がそこに存在していたということで、管がこの転石等に当たり、変形、または長期の経過とともに弱くなってしまって、水圧によって亀裂が生じたものと推察しています。このような漏水は配水管に塩化ビニール管を採用している特に大和地域、そして六日町の一部地域に多く見られる現象となっています。

今後の対策ですが、今回の漏水から、そういう事案がある場合に、断水の区域が大きく想定されてしまうその配水池の例えば真下にあるような管路や、大口径となる主要な配水管のうち、塩化ビニール管の路線を特定して、耐久性や耐震性などに強い管の種類、管種にできる限り早急に更新していきたいと考えております。配水管の総延長というのが591キロメートルあります。そのうち、約30%にあたる175キロメートルの配水管が今ほど申し上げたような塩化ビニール管です。危険リスクの高い路線の何としても順位づけを行いまして、一度にはできませんので、順位づけを行って、計画的な更新を行うことが重要であると考えています。

今回の教訓として、従来は断水時間や給水所、当然こういうのが出動しますが、これまではこのお知らせを文書や広報車などで行ってきたのですけれども、今回は長時間の大きな断水がこの発生時点で予測をされたために、今回初めて市のウェブサイト、市の関与しているフェイスブック、防災のメール、LINE、そしてツイッターなど、市で保有する、できる限りの全てのSNS等も使った情報発信を同時に実施しました。復旧作業に併せて、この通水予定時間も順次細かく発表していったということで、担当課は頑張りました。結果、情報不足などによる電話の問合せなどは予想よりもはるかに少ない状況であったということです。

このようなことから、事故や災害時の状況提供の手段について、また今回は漏水事故であります。改めてこういった手段の在り方、危機対応ということにSNSの活用等々、重要性を改めて認識させてもらったということも教訓として得ました。これから頑張っていきたいと思えます。

またこの点でちょっと最後に申し上げますが、この地域の皆様のご理解、そしてこの心温まる声かけ、これらが難航を極めた復旧作業にどれだけ皆が頑張れたかということをおはここで強く申し上げておきたいと思えます。菟神地区漏水事故のこの翌日、3月22日になりますが、断水区域にお住まいの女性から、朝一番に水の大切さと日頃の管理への感謝、漏水対応へのお礼、大変な目に遭った方にもかかわらず、こういうお電話を頂きました。

また、断水中の水道課への問合せの電話は非難とかお叱りは皆無であり、皆さんとても協力的なものだったと、私は報告を受けて、本当にうれしく思いました。そんな皆さんの気持

ちが、繰り返しますが、水道課職員の日頃の励みになり、当日もこの復旧作業にあたる職員を鼓舞するものになったと考えております。こういったことに甘えるわけにはいきませんが、極めて今コロナ禍で心がなかなかささくれ立つような状況ではありますが、大変うれしい事案としても受け止めております。こういったことを背に頑張っていかなければならないと考えているところであります。

2点目のご質問の、40年を超えている管路が2割あると聞くと。今後の更新であります。

市の所有する導水管、送水管、配水管、これらの総延長は676キロメートル、法定耐用年数を超えているものが30キロメートルあると考えております。管全体に対する割合が約5%ありまして、これは比較していかどうか分かりませんが、他の市町村よりも低い状況です。類似事業者、我々のようなこういう水道形態を持っている類似の事業者、ほかの地区等、全国的に見ますと、全国平均は約15%であります。私どもは5%という話です。管路全体としては、まだ若い、新しいと。全体的な把握としてはそういうことになります。

これは三国川ダムを水源とする広域化事業、これを導入した当地域として、これは昭和50年代から平成10年頃、畔地浄水場の建設との関連も当然ありまして、石綿セメント管、この更新事業を旧3つの町がそれぞれ積極的に取り組み、老朽管路の更新がなされた成果であり、当時の広域化関連事業の1つのよき副産物とも言えるものです。水道料金のこととか、いろいろ言われますが、こういうまた側面もあるのだということでございます。

40年の耐用年数、これを基準に更新することは今、管種の性能とか、例えばその管の寿命の運用の実態から考えますと、耐用年数40年というのは現実的でないといわれたいと考えています。管種ごとにそれぞれ基準年数を設定して、更新計画を立てていきたいと考えています。一例としてですが、現在の管種の主流であるのは、ダクタイル鋳鉄管。これは40年から60年に延伸した更新となるということです。これによりまして、管路更新を計画しますと、2045年、今から25年——24年後か、から更新管路が増えていくということがもう予想されます。ピークは30年後に迎えることとなります。一時的に更新費用が増額しないように、そのときに、将来世代に対してそういうことがないように、更新費用を平準化して、早めの取組を計画に反映していきたいと考えているところでございます。

3つ目の水道技術者、一定以上の知識、そういう水道技術管理者の育成、この問題は大変重要な課題だと思っております。頭がちょっと痛い点があります。全国の水道事業者が抱える共通の課題となって実はいます。経験と熟練を要するということから、この水道技術者の育成には一定の時間が必要となる。このような対策として、官民連携、民間の委託を行うことで、技術者の代替をする取組が全国で実施され始めていますが、経費の増額につながるという当然懸念もあつたりするというところであります。十分役割分担を考えながら取り組んでいく必要があると思います。

現在、水道技術管理者の資格要件を持つ当市の職員は3名。以前に比べまして、半減しています。今年度、厚生労働省の認定しているこの資格取得講習会に1名の参加を予定しています。これは延べ30日間の学科、実地の講習ということで、水道法の法規とか、それから

施設管路の工事設計や施設、水質の管理までに及ぶ、水道事業にかかる知識、技術について習得するものなのですが、将来の水道事業を担える人材育成は今この市にとって最重要課題であると考えています。これら、含めまして人員の体制、危機の管理の意識、様々ありますが、やっていかなければならない。

私としては、やはり事業系の職員は、そう簡単に異動——普通の一般的事務と少し違う考え方をしていかなければ、ちょっともたないのかなど。これは建設課にも言えることかなど考えています。

以上です。

○議 長 11 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 上水道の事故・災害時の対応は万全か

原因、また教訓を答弁いただきました。少し細かいところを再質問させていただきます。今回の（１）原因のところではありますが、例えば市の上水道施設管理システムというのがあるそうでもあります。そういう中で、事故があった場所の管路の質だとか部材、そういうのがすぐやはり分かったのか。例えば部品がスムーズに調達できたのか。あわせて、仙台からやはり業者さんが向かわれておりました。地元でそれが対応ができなかった。その辺について再度質問をいたします。

○議 長 市長。

○市 長 1 上水道の事故・災害時の対応は万全か

詳細につきましては、上下水道部長なり担当者から答えさせますが、特定名はちょっと言えませんが、この地方の自治体のほうから非常に重要だった部品について、即座に、週末にかかっていたので、業者さんの関係があったという報告がありました。そこからは非常に心温まる対応していただいて、これによって少なくとも短い時間で給水が開始できたということはあるまして、私からもその首長さんに対して御礼を申し上げに行っていました。詳細につきましては、部長から報告させます。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 1 上水道の事故・災害時の対応は万全か

原因の特定に関して、管路の種類、水量がすぐに分かったかということですが、我々の水道事業は 24 時間監視システムを組んでおります。よって、その事故が起きた当時、18 時過ぎになりますけれども、流量が 20 トンから 100 トンに跳ね上がったというのが即座に分かりましたので、その通報を受けて我々職員が出動しているという状況です。

あと、監視については、市のGISにもありますけれども、地図に全部管種をデータとして入れ込んであります。場所の特定をしないと、管種までは分からないのですけれども、大まかに場所が特定できれば、そのダクタイル鋳鉄管なのか、塩化ビニール管なのか、そういう管種の特定はすぐさまできる状況であります。

あと、資材の調達につきましては、これもちょっと非常に難儀した点ではあるのですけれども、翌朝から 1 つの資材については東京から直送です。メーカーを通じて約 2 時間くらい

で運び込んでもらいました。もう一つのは長岡市さんの協力を得て、我々職員が長岡まで行ってすぐ戻ってきたというような形で、それぞれの役割をこなしながら復旧に当たったというところがございます。

以上です。

○議 長 11 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 上水道の事故・災害時の対応は万全か

分かりました。大変復旧に当たられた方、本当にご苦労さまだと思いました。

当日の大和庁舎の積雪は約 1 メートル 20 センチメートル、当然西山地区でしたので、非常に雪が多くまだ残っておりました。そして道路から外れていたのも、場所の特定、よく見つけたな、よかったなと思っています。厳しい条件の中、復旧していただいたということでよかったなと思っています。

それでは（２）のほうへ移らせていただきます。まず 30 キロメートル、まだその耐用年数を超えている、5%ほどというような答弁がありました。先ほど、最初の質問の中で今後の更新は追いついていくかということで、相当予算をかければ、当然安定はするのであります。水道料金等が高いという中で、やはりそれほど予算はかけられないと思っております。そういう中で、やはり今ほどあった（１）の事故の場所のような、やはり危険というか、破損とか、そういう優先順位をつけていただくということが重要だと思っております。そういうところで、もう事故から 2 か月ほどたちます。そういうところまで、段階がどこというところまではまだ庁内では検討されているのか。まだまだこれからなのか、伺いたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 1 上水道の事故・災害時の対応は万全か

ご質問につきましては、担当の部長もしくは担当者から答えさせます。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 1 上水道の事故・災害時の対応は万全か

事故後、さすがに我々のほうも本管漏水というのはここ数年経験したことがなかったものですから、非常に疲弊もしましたし、これではまずいぞという形になりました。その後、やはりその配水管、配水池直下の塩化ビニール管の部分というのはすぐ調査しまして、3 か所といいますか、3 配水池の下が塩化ビニール管であるということをつかんでおります。

ですので、その容量とか、断水区域とか、そういう中で順位をつけて復旧といいますか、更新作業をやっていきたいと思っています。今回の名木沢の部分については、早速この秋までには、まだ残り管が数十メートル残っておりますので、塩化ビニール管からダクタイル鋳鉄管なり、配水をポリエチレンパイプという耐震性のある今の管に替えたいと考えています。

以上です。

○議 長 11 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 上水道の事故・災害時の対応は万全か



分かりました。それでは、3点目であります。この技術者の件であります。市のほうでも、課のほうでも非常に問題だということではありますが、3名しかいないということでもあります。やはり水道、下水道、建設課もそうではありますが、現場主義というか、現場が非常に大切になってきます。経験者、技術者ということで、今後予算なり、またその技術者確保に向けて、今後は増やせる見込みがあるのかについてだけ質問したいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 上水道の事故・災害時の対応は万全か

私の後、担当する人たちの思いも、多分発言があるかもしれませんが、答えてもらえればと思いますが、先ほど言った建設もそうです。それからもちろん今の上下水道部もあります。加えて農林の分野も技術者、加えて言えば、医療のまちづくりであります。病院関係の医師とかそういうことを含めても、やはり専門性がかなり高い。こういったことを含めて、これからの行政は専門性のある、そういう技術者、技術を持たなければいけない部分については、やはりこれまでどおりにはいかない部分があるのではなかろうかと私は思っています。必要な部分については、担当部長なりまた担当者から答えさせます。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 1 上水道の事故・災害時の対応は万全か

育成に関しては、一例を挙げますと、水道課のほうの体制としては、業務係とあと施設班は維持するほうの施設班と工事専門の工事班というハード系は工事と維持、2つの係があるわけですが、通常、工事は発注のみ、維持は管理のみという形にはなるのですが、今の水道事業の体系としては、維持、工事にこだわらず、どちらにいても工事設計ができるように、工事監督ができるようにという形で工事を少なくとも1本は持たせております。あと、維持管理のほうについても、工事のほうが出ないということではなくて、全員体制、業務を含めて全員体制で対応するようにして、技術の向上、人材の育成を図っているところなんです。

以上です。

○議 長 11番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 上水道の事故・災害時の対応は万全か

ぜひ、市民生活や社会経済活動に不可欠な、重要なライフラインでありますので、しっかりとまた日常の管理とかこれからの経営改善も含め、水道ビジョンを進めていただきたいと思えます。

2 八海山麓観光施設を雪国の特性を生かしたまちづくりに

それでは、八海山麓観光施設を雪国の特性を生かしたまちづくりにということで、大項目2点目の質問に移ります。少し直近の概要を申し上げますと、南魚沼市行政改革大綱アクションプランでは、八海山麓観光施設のスキー場、索道施設について再投資できる状況ではない。スキー場施設については、廃止を含め、公の施設の在り方について検討を行うとしています。

そんな中では、スキー場存続の強い要望もあります。そして昨年からは活発な議論が交わされてきました。令和3年実施計画の中では、索道設備など状況を踏まえれば、八海山麓観光施設の今後の運営を検討して、サイクリングターミナルと勤労体育館は地元集落、または民間等への譲渡も視野に入れ、将来にわたって継続できる営業形態の検討や、グリーンシーズンの利用強化などの活性化を図るとしております。索道設備などの安全面の状況やスキー場スタッフの雇用確保等を踏まえれば、早期に方向を示さなければならないと思います。

市では地方創生推進交付金事業として、雪国で共に創るスポーツを通じた健康増進プロジェクトが採択され、雪国の特性を強みとしたスポーツによるまちづくりに取り組むとしています。大和地域唯一のスキー場は市民の冬季の健康づくりや自然環境を身近に触れることができる場所であり、地元の若い人たちが将来について夢も描いております。グリーンシーズンのマウンテンバイク、旧大和町時代からのサイクリングターミナルの取組など、自転車を通じた健康づくりや地域づくりにもつながると考えます。八海山麓観光施設をどのようにしていくのか、市長のお考えを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 八海山麓観光施設を雪国の特性を生かしたまちづくりに

それでは、清塚議員の2つ目のご質問にお答えしてまいります。この八海山麓観光施設、昭和43年に町営の八海山麓スキー場として開業、その後昭和58年に青少年の健全な育成及び住民の体力向上及び福祉の増進を図る施設として、八海山麓サイクリングターミナルが営業を開始しているものであります。その後ずっと続いてきています。

周辺には議員がいろいろお話を頂きました、サイクリングターミナル、これを起点として、水無溪谷のサイクリングロード、これが整備をされています。地元有志がスキー場の斜面を整備して、今、八海山麓MTB——マウンテンバイク、このパークをオープンさせています。また越後三山の裾野に位置するサイクリングターミナルがその風光明媚な自然環境を活用して、自転車によるまちおこしを進めてきた、これは先駆的な存在であると思います。観光面のみではなく、市民が憩う場にもなっていると認識しています。現在、市が官民連携で進めている、この自転車を活用したまちづくりの拠点施設の1つとしても指定管理者の皆さんと連携を図りながら、有効な活用を検討してまいりたいと考えています。

その1つとして、今ほど議員からもお話がありました、地域再生計画ですね。この雪国で共に創るスポーツを通じた健康増進プロジェクト、これに基づく今年度の事業の中で、市民向けの電動自転車のレンタルサイクルサービスの導入を計画しています。その仕組みの中に、六日町のディスポート南魚沼や塩沢地域の大原運動公園をはじめ、八海山麓サイクリングターミナルも加えまして、ここだけではないですけれども、広い市内全域での市民の健康づくりに取り組めないか調整を進めています。

今後も地方創生推進交付金事業なども活用し、雪国の課題である市民の冬場の運動不足の解消、豊かな自然や景観を生かしたスポーツによる健康づくり事業、自転車の活用、これらと結びつけながら積極的に取り組んでまいりたいと考えています。

ただ、課題はいろいろあることは重々、この議場でももう何度も話がありましたし、大和地域の議員の皆さんからは、それこそ党派を越えて——会派を越えてか、失礼しました。全員の名前によるその施設の存続の要望が出ています。これらも踏まえまして、今日午前中の大平議員からの公共施設のこれからの在り方、その計画、これにも——すごく最後までいろいろ議論がありましたが、このことについては協議継続ということにさせていただいている1つであります。

そしてさきの多分議会で指定管理者の期間についても、そのときにも発言をさせていただきましたが、1年とさせていただいて、決して1年で途切れさせるということではなくて、その次に継続していけばということになるわけですけれども、それはもちろん議決が要りますが、この1年なぜ置いたか。1年以内に様々なこと、事案につきまして検討を十分熱を入れて行って、きちんとした結果を出してまいりたいということで、そういうことにも及んだということで、公言もさせていただいておりますので、しっかりやっていきたいと考えております。

まずはでも地元の皆さんの熱意、そして担い手というのが大きなテーマに社会現象、どこに行っても担い手の問題になりますが、その地域を引き継いでいく若い世代の皆さんも含めての熱意もなければ、簡単に前に進むことはできないとも考えておりますので、今後、時間もかかるかもしれませんが、きちんと議論の果ての結論を出す終わりをきちんと設定して、真剣に取り組んでまいりたいと考えています。

以上です。

○議 長 11番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 2 八海山麓観光施設を雪国の特性を生かしたまちづくりに

まず、再質問に入る、一番最初に市長のちょっと考えを伺いたいと思うのですが、全国、県内、公のスキー場、市立、また町営、様々多くあると思います。市長は市営であることのメリットとデメリットをどのように考えているか、簡潔でよろしいので、それを伺ってからまた再々質問に入っていきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 八海山麓観光施設を雪国の特性を生かしたまちづくりに

端的に言うのは、私はちょっとかなり難しい。ちょっと答えにくいですが、メリットとしては、例えば市が行おうとする様々な施策展開を、市営でありますので、市の意思も反映できるということがあろうかと思えます。デメリット、例えば経済が、本体そのものが経営が悪化した場合でも、市営でありますし、市営で造ってきた歴史的背景があるものですから、簡単にそれを廃止したり、やめろということになかなか、これは全国でいろいろな事例ができています——そういうふうにはならない点。いろいろあろうかと思えますが、これだけではなくて、メリット、デメリットはいろいろあると思います。今ぱっと思いつくのはそういうことです。

○議 長 11番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 2 八海山麓観光施設を雪国の特性を生かしたまちづくりに

私もメリットの部分については市長と同じ考えです。ただ、デメリットについては、やはり市のトップがどのような形の方向に持っていくかで、デメリットは極力抑えられるのかなと思っています。

次に方向をちょっと変えて質問いたします。民間のスキー場を圧迫するのではというような声も聞いたこともあります。実際に市としては、行政としては、そういう調査を行ったのか。その点について伺います。

○議長 市長。

○市長 2 八海山麓観光施設を雪国の特性を生かしたまちづくりに

調査に——それが本当にその効力のある調査ができるかどうかという問題から入らなければいけないと思います。そういう声があるということも十分知っています。

こういうことは役割とか、それから目指すべき——例えばスキー場のことだけ言えば、スタイルが違うと私は思っています、逆に言えばそういうスタイルの違いがなければ、差別化は図れないということですから、生き残りもできないということにつながるかと思うので、今この地域における民業圧迫にはあまりなり得ない。逆に言えば、そういう視点だけではなくて、一緒に取り組めるというメリットもあるのではなかろうか。そういうことを考えるほうがより建設的な気がします。あまりほかのところをいじめているということは考えていません。

○議長 長 11 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 2 八海山麓観光施設を雪国の特性を生かしたまちづくりに

近隣スキー場との官民連携、八海山麓スキー場も例えば一番近い五日町スキー場とやはり連携が必要だというような考えを持っておりました。やはりこれから、この八海山麓がどのような形になるのか私も分かりませんが、そういう視野は大事なのかなと思っています。

それでは、大項目 2 項目めの題材に沿った中で質問していきたいと思います。

自転車を通じた健康づくりやまちづくりという中で、このサイクリングターミナルは県内唯一のサイクリング、自転車を活用したまちづくりでスタートいたしました。近年はライドオン、南魚沼サイクルフェスタ、そして今、八海山麓が取り組んでいるマウンテンバイク——あの斜面を大きなタイヤの自転車で駆け降りる。ちょっと私は怖くてできないのですが、挑戦してみたいなと思っています。今後、自転車によるまちづくりはやはり市長が先ほど答弁で言われたように、非常に大事な要素ではないかなと思っています。例えば、グリーンシーズン、リフトに今は搬器というか、自転車を直接つけられるというような考えもあるらしい、そんな声も聞いております。やはりそれはグリーンシーズンの大きな活用になると思います。

例えばこの八海山麓施設については、冬にスキー場がなかったら、グリーンシーズンだけでは、恐らくあそこはなくなるのかなというような思いもあります。やはり春、夏、グリーンシーズン、そして冬を合わせてのこの市営スキー場としてのメリットを生かしていかなければ

ればならないと思っておりますが、そういう視点で夏場のリフトの利用という観点からのことについて、市長の考えを伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 八海山麓観光施設を雪国の特性を生かしたまちづくりに

大前提として、全国のスキー場はほとんど冬だけに頼らなくなってきました。そこだけで成り立っているスキー場はほとんどなくなっています。例えば八海山スキー場、夏の営業のほう全然高いのです。これに切り替えられない逆のところは、今悪いけれども衰退している状況。オールシーズン、本当に冬は大事なのですけれども、そういうことだと思います。

そして、またオーストリアの話かとあまり——行っているようで、ほかのところを全部見ているわけではないですから。ただ、あそこで感銘を受けたのは、前からも何度も言っているのですけれども、あそこは山岳リゾートです。一番お客さんが来るのは、今もって冬なのですけれども、アルピニストや、そして山岳、トレッキング、登山とかそういったお客さんが来るわけですけれども、前はそういう状態でした。そしてイタリア国境に抜けていくためのバイクが30年、35年前はバイクばかりでした。あの町は、夏に行くと。しかし今、バイクは見えません。全部自転車。そしてスキー場はほぼ全てのコースがマウンテンバイクコース化していて、今ほど議員が言っているように、索道、リフト、それからゴンドラ、これは全部マウンテンバイク持ち込みです。そしてアシスト付の自転車に乗る人はあの急な坂道を楽々上にまで上がっていく。3,000メートル級の山にです。そういうことがある。

これはまだ日本では一部、長野のほうでも見受けられますけれども、まだまだ一般的ではない。こういったことに先駆的に取り組んできた八海山麓は、形状を見ても、すばらしさがあるなというふうな思いがあるわけです。

こういう中で、リフトのほうも今までは夏の営業用のリフトというのは、かなり規制が厳しくて、それ用に造らないとできなかった。しかし今はそこに管理者というか技術者がちゃんというならば、冬のリフトを夏用のリフトにすることができるのです。そうすると、フックをかければ、全部夏の営業としてやっていくこともできる。様々そういうことも含めて、いろいろ考えていければなという思いはしているわけです。

だから、すぐ廃止とかそういうことではなくて、何ができるかということも含めてやっていくべきだろうなと思います。自転車というのは、そういう意味ですごく先進事例がありますので、まさにそういう風がこの日本でも起きてくるのではなかろうかと。それを捉まえて、今自転車のまちづくりということです。

○議 長 11番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 2 八海山麓観光施設を雪国の特性を生かしたまちづくりに

少し核心部分にちょっと入っていきたいと思います。やはり市としては財源のほうにやはり目が向いてしまいます。例えばここで八海山麓観光施設の今後について、100万円の目出しのなやつが令和3年度予算づけがされております。例えば、やはり議員としても、このスキーリフトを更新するための財源について、例えば有効に活用できる補助金があるのか。そ

して地方債、借金の選択肢、また返済のシミュレーション等も行政側がある程度、案を示すことも必要ではないかなと考えます。これについては検討したことがあるのか。これから検討するのかについて伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 八海山麓観光施設を雪国の特性を生かしたまちづくりに

その辺も踏まえて、先ほどから答弁しているように、ちょっと何度も繰り返しますが、そういうことを踏まえて、そして地域の将来、これは行政だけではできませんよね。もともと始まりが行政から全部やり始めてやったわけではないと私は思うので、地域の皆さんのやはりこれからのことを考えてつくり上げていった。

その流れをくんでいると思うので、何といたっても地域の皆さんがどう考えるかということも含めて、きちんとした話合いをし、そしてやれるのか、やれないのか、そういう中で、必要な——例えば施設はこういったものに絞っていこうとか、こういったものを拡充しようとか、そういう話が出てこない限り、今ここでリフトだけ架け替えますよ、その財源はどこですか、そういうことを聞かれても、私はちょっと話の組立てができないと思います。申し訳ありません、そういうふうに思っています。

○議 長 11 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 2 八海山麓観光施設を雪国の特性を生かしたまちづくりに

先ほど、私が申し上げたように、議員としても非常に悩まなければならない八海山麓の問題だと思っております。今回の行政改革のアクションプランの方向性は非常にやはり重要と考えます。必ずしも地域のためにならない場合もあるのかな。そして住民とのキャッチボールがあってもよかったのかな、などの地元の声もありました。そして地域が今まで築いてきた歴史や特色はこれからの地域づくりには欠かせないと思います。

それらを踏まえて今後、当然今、市長が答弁されたように、地元が将来にわたってビジョンをしっかり示すことが私も重要であると考えています。そうでないと、地域外の市民も納得できないのかもしれない。担当部局だけでは判断できない。最後は市長が最終判断をし、議会が議決すると思うのですが、市長はそう思いますか。

○議 長 市長。

○市 長 2 八海山麓観光施設を雪国の特性を生かしたまちづくりに

プロセスはそのとおりでありますし、それを経ないで物事を決定することはできません。市営スキー場でもありますので。しかし、市営スキー場という概念だけでもう話をしても、私はちょっといささかどうかという思いがあります。加えまして、地元の皆さんの意思が一番であるということを言っていますが、それが 100%ではなくて、先ほどから答弁の中にちょっと入れているように、市としてのいろいろな方向性を持った展開がそこでも行けないか。これはちょっと今までと違う視点だと思います。

それらが併せ持って、果たして進むことができるのかどうか、その議論をしなければいけないと思っていまして、私も非常に強い関心を持って今、担当部のほうに話をさせていただ

いていますので、これらについて先ほど言ったように、できれば1年以内に結論を出せるように頑張る。そこで出ない場合は、さらにまた、でも先に送らない、あまり。そういうふう  
に議論を展開して行って、結論を出していきたいと思います。

○議 長 11番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 2 八海山麓観光施設を雪国の特性を生かしたまちづくりに

結びの方向で行きたいと思います。八海山麓スキー場、これが小、中、高等学校のスキー  
授業、IUJのスキーのキャンプ、各種大会イベントなど、積極的にやられております。先  
ほど申し上げていますが、国際交流と生涯スポーツ活動の重要施設として歴史を刻んでおり  
ます。指定管理者の今年度の目標としては、医療・福祉、農業振興、学園都市構想の3つの  
柱をコンセプト、基本方針を考えているようであります。中でもやはりこの特色がある取組  
として、雪と遊ぼう、親と子の療育キャンプ、これについては、リハビリ医療と福祉のスキ  
ー場として、積極的に取り組んでいる。これは非常に南魚沼市の好事例、アピールにもつな  
がっていくと考えております。市営スキー場だからできることを積極的に進めることが大事  
ではないかなと思っております。

例えば市であれば、最初に私がメリット、デメリットという質問をした中で、メリットは  
様々な市営であること、公であることによって助成金の選択肢も多く幅が広がってくると  
思っております。この医療・福祉を特化して、八海山麓スキー場については、例えば障がい  
者が安心して利用できる多目的トイレを設置することによって、全国からそういう福祉のス  
キー場としてアピールできるのではないかなと思ひまして、最後、市長の考えを聞いて結び  
にしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 八海山麓観光施設を雪国の特性を生かしたまちづくりに

スキー場を存続するかどうかという結論を言っているわけではないので、間違っ  
て聞いてもらっては困るのですが、これはいろいろこれから考えることな  
のですけれども、ただ、その前に今ご質問なので言うと、親と子の療育  
キャンプですね、あれは毎回行かせてもらいます。そして激励もいた  
します。テレビ局なども来るほど、すごい毎年続けられている、これ  
は本当にサポートする側の大変さもあって、八海山麓のスキー場の  
スタッフさんならでは、やはり温かさというか、地域性もあって、や  
っていると思います。毎回感動するのです。

例えば今言った多目的トイレなどもそうですけれども、当然そこがリ  
ニューアルされていくときには、もちろんそういうことをやったり、日  
本一のそういうことに優しいスキー場を目指すとか、そういった皆  
さんをそのキャンプだけにかかわらず、ずっと通年でそういうこと  
をやっていく姿勢とか、そういうことはやはり考えていくべき内容  
なのではないかなと思ひますし、そういうことを多分、地元の皆  
さんもお考えではないかなと思ひます。

それから今スキー場ではなかなかやりにくくなっている各種スキー  
大会というのがあります。やりづらくなったところを経験してきた  
人間として言えるのは、そういうB級なり、C級なりの、B級は  
難しいと思いますが、そういう草大会的なものの、やはり今  
そういうこと

がなくなってしまうことがスキー人口の離れにもなっているのです、そういう意味で、例えばそういうことを特化して、素晴らしい運営ができる体制をつくっておくとか、そういうことがやはり求められるのではないかと。そういうことが検討の材料に上がるべきだろうと思います。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で、清塚武敏君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を3時20分といたします。

〔午後3時01分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後3時18分〕

○議 長 質問順位16番、議席番号5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 それでは大変長い3日間、大取となりました中沢です。どうぞよろしくお願ひします。今回は大項目3点を質問させていただきます。

### 1 新型コロナウイルス対策について

最初の大項目1問目ですが、新型コロナウイルス対策について伺います。新型コロナウイルス感染拡大の第4波で政府は3回目となる緊急事態宣言を発出しましたが、感染拡大は収まらず、大阪、兵庫などでは病床が足りず、入院待機中に死亡する事例も多く報道され、医療機関では命の選択が迫られる状況となっています。

新潟県は昨年12月17日、独自の警報を発令したまま、今年4月以降、感染者が急拡大しています。医師数が極めて少なく、医療体制が脆弱な新潟県では、関西圏などの状態は他人事ではありません。新型コロナウイルスの多くが感染しやすく重症化しやすい変異株に置き換わっているとされる今、新型コロナウイルス封じ込めを戦略目標に据える必要があります。日本共産党はこの間も繰り返し求めてきましたが、5月20日には政府に対し、第1にワクチンの安全、迅速な接種、第2に大規模な検査、第3に十分な補償と生活支援の3本柱で対策を強化することを緊急要請しました。また、命を救うために、医療機関への減収補填と医療体制への支援強化をすること、及び東京オリンピック・パラリンピックの中止を要請しました。国が感染対策に全力を挙げることはもちろんですが、市としても全力で取り組まなければならない問題です。そこで伺います。

(1)です。第1は新型コロナウイルス封じ込めのための大規模検査についてです。

①クラスター発生を防止するため、高齢者施設、医療機関、障がい者施設、保育園等の福祉施設においても職員に対し、定期的にPCR検査を行い、対象を利用者にも広げ、感染防御を図るべきではないか。新潟県でもクラスターが各地で発生しており、5月7日、PCR検査重点実施事業(検査キット配布事業)を実施することとしました。こうした事業も活用して行うべきではないでしょうか。

②感染力の強い変異株の感染割合が高まっています。感染経路が分からない割合も高まり、無症状感染者の存在も明らかになっている中で、モニタリング検査を拡大することが重要に



なっています。政府も3月にモニタリング検査の必要性をようやく認めましたが、件数は目標の1割にも及んでいません。大規模に行い、感染封じ込めを図ることが必要だと思います。広島県は広島市と福山市で合計56万人規模の検査に踏み出すとしています。当市もモニタリング検査に踏み出すべきではないでしょうか、お考えを伺います。新潟県内でも変異株の感染が拡大しています。県とも協力して、遺伝子解析検査が地域でスクリーニングできるような体制を整えるべきではないか、お考えを伺います。

次に(2)です。コロナ禍で困難を極める市民への生活支援であります。

①持続化給付金、家賃支援給付金の第2弾の給付、生活困窮者への10万円給付、雇用調整助成金の新型コロナ特例延長などについて国に働きかけるべきではないでしょうか。厚生労働省の2020年度平均有効求人倍率は1.10倍。オイルショックの影響が続いた1974年以来、46年ぶりの下落幅となっています。厚生労働省も雇用情勢を厳しいとしています。新潟県でも平均有効求人倍率の下落幅は1998年以来の大きさと報道されています。

新潟労働局の4月30日公表の雇用情勢も南魚沼市の有効求人倍率は昨年比マイナスになっており、市民の雇用環境は一層厳しくなっています。また、業者にとっても厳しい事態が続いています。今回の一般質問でも取り上げられていますが、私のところにも市内の飲食店や宿泊業者の中からは昨年の最初の緊急事態宣言のときよりもさらに厳しくなったとの声も聞きます。国へのさらなる支援の働きかけを強めていってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

②です。2021年度に活用できる地方創生臨時交付金を有効に活用して、市としても市民生活を支援すべきだが、考えはどうか伺います。

次に(3)です。新型コロナウイルス感染拡大に備えた医療体制の準備です。

①新型コロナウイルス感染症の拡大で関西圏をはじめ、全国各地で入院病床が逼迫している。今回の感染症から学ぶべきことは、ふだんから病床やスタッフに余裕がないと、いざというときに対応ができず、新潟県より医師数もずっと多い関西でも医療崩壊が起きてしまうということです。全国各地で病床が逼迫しており、医療体制を拡大しなければならない状況であるにもかかわらず、政府は病床削減法を今国会で通過させました。2018年度の病床機能報告に比べ、病床稼働率ベースで10%以上病床を減らす場合、全額国費で、しかも財源は消費税で補助金をつけるという、福祉の充実にはほど遠いやり方で誘導するものです。今回の感染症から学び、病床を増やすことこそ必要なのに、削減を誘導することを決める政府の姿勢について市長はどのように受け止めているか伺います。

②です。新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、感染者が急増した場合、市民病院でも受入病床の設置や、医療従事者の備えが求められると思いますが、市としてどのような取組を行っているのか、伺います。

以上、壇上からの質問といたします。

○議 長 中沢道夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市長　それでは中沢議員のご質問に答えてまいります。

## 1 新型コロナウイルス対策について

一番最後というのは、私あまり経験したことなかったなと思って、やはりちょっと大変だと思いますが、一生懸命答えてまいります。この第1項目だけでも、(1)から(3)までありますが、結構細かくお聞きになっているので、ちょっと時間を要します。お許しを頂きたいと思います。丁寧にやらせていただきます。

まず1点目の新型コロナウイルスの封じ込めのための大規模検査ということで、1番目、高齢者施設などの福祉施設において職員、利用者の大規模検査を行うべきということですが、新型コロナウイルスで重症化しやすい高齢者施設でのクラスター発生、これは非常にやはり強く思っています、これを防ぐことは非常に重要なことだと思います。現在、各入所施設はいわゆる3密を避け、面談者の制限を行い——これも大変なことだと思います。直接会えませんから。リモートで顔を突き合わせることができるようになり、いろいろな策をやっています。大変だと思います。制限を行ったり、また感染予防を徹底していると思います。もう本当にびりびりしてやられていると思います。

当市では国の補助事業を受けて、新たに介護保険施設に入所が決まった人で、PCR検査を希望する方々に対しまして、検査費用を補助しています。なおPCR検査は、これも何度も議論していますが、その時点での感染の有無というのは分かる。しかし、その後の安全性を保証するものではないというところです。

したがって、新型コロナウイルス封じ込めの方法は、同じことを繰り返して言うかもしれませんが、やはりワクチン接種、今はこれが第一であると考えています。5月末からは高齢者施設でのワクチン接種を始めておりまして、さらに入所者のワクチン接種を順次進めて、施設内でのクラスター発生防止に努めてまいりたいと考えております。36施設、大小を取り交ぜてですが、あります。順次始めております。

感染防護として、高齢者施設などでの大規模なPCR検査ということにつきましては、現状では考えていないということになります。

2つ目のご質問です。変異株のことです。モニタリング検査が重要になってきているが、踏み出さないかということですが、感染力の高い変異株が広がっている中、保健所での行政検査で症状のある方や、濃厚接触者に対しPCR検査を行っています。発熱、せき、喉の痛みなどの体調の変化時には、新潟県新型コロナ受診・相談センター窓口で24時間、相談を受け付けています。また仕事で感染拡大地域への往来のある人につきましては、南魚沼市としては独自に事業者向けにPCR検査の自主検査費用の補助を行っています。これを継続してもらいました。そのため、当市としてモニタリング検査は現状では誠に申し訳ありませんが、考えていないという答弁になります。

3つ目です。遺伝子解析検査が地域でスクリーニングできるような体制、これを整えろということですが、スクリーニング体制としては、先ほども言った発熱、せき、喉の痛みなどの症状がある場合には、先ほどのセンターの窓口、ここで相談ができますし、検査が

必要と思われる方には保健所での行政検査が行われています。また、濃厚接触者や濃厚接触者とならない接触者に対しましても、状況によっては今は広く行政検査を——広く、保健所による行政検査として行われているということでもあります。

昨年のイオンのイベントで新潟県の流れが変わったということ、私、過去に発言したことがあります、それまでは非常に極めて限定的な検査——行政検査対象が、あのイオンから飛躍的に数を増やしてきた。その始まりだったと今も思っているのですけれども、11月の事象でありました。そういうことからその後、さらにそれが拡大されて今検査が行われているという状況なので、そういう意味で議員のご質問の、ご不安も含めたご質問に答えることになっていないかと、そこを期待するところであります。現在、無症状の方へのスクリーニングについては、本市としては考えておりません。

2つ目のご質問の困難を極める市民への生活支援であります。1点目の国の持続化給付金などの第2弾の実施。これを働きかけろということでもあります。持続化給付金制度ですね、新型コロナウイルス感染症の拡大によって特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となるその事業全般に広く使える給付金を支給する制度、取り組まれました。農業、製造業、飲食業、小売業など、幅広い業種で法人、個人の方が対象となり、運用をされました。申請は令和3年2月15日をもって受付が終了となりました。申請から給付までが長期間となったり、不正受給の問題があったりしたということも報じられておりますが、実績としては総額で約ですが、5.5兆円。空前の支援策であったと思います。424万件の事業者にこれが支給をされたということです。

加えまして、特別定額給付金制度、例の10万円のものでありますが、これも簡素な仕組み、組立てで国民全てにとということで、迅速かつ的確に家計への支援を行うということで、1人当たり一律10万円、給付されました。悲喜こもごものいろいろなことが当市でもありました。例えば給付の速さ、遅さの議論からいろいろありましたけれども、私も総務大臣に猛烈な抗議を行ったりということもありましたが、過去のことになりましたけれども、いろいろなことがありました。この定額給付金の使い道では、貯蓄をされたケースも一定割合あり、これはもう報道で報じられています。大変あったという、はっきり言って。新たな消費喚起にはつながらなかったという見方も、私が言っているのではなくて、そういう検証が今されています。本当に大変な方には当然よかったわけですが、果たしてどうであったのかという議論も今はされている。私の見解ではないですよ。一般論としてそういうことになっています。

これらの給付金について、再度実施するよう国に働きかけろというご提案だと思っております、一定割合は、私、理解できるのですけれども、前回と同規模で実施するということは、今果たしてそうなのか。または困難ではなかろうかと、私は見解を持っています。むしろ、繰り返しになりますが、むしろそれよりも、少しでも早期に経済活動が再開できるワクチン接種を広く行き渡らせる方策、ここに大きな力をかけていくべきであると。もちろん支援するなということではないです。してほしいこともあるのですけれども、一番今は肝はどこかとい

うと、私はそういうふうになろうかと思えます。

だから、国に昨年並みの大きなものを働きかけることよりも、ここを徹底してやっ払いこうということを私は言うべきではないかと思えます。これが総合的に考えれば、一日も早い社会の日常性を取り戻すということにつながり、ひいては事業主の支援を待っておられる事業者の皆さんへも根本的解決を含んだプラスの方向に働くものになると固く信じているところでもあります。ワクチンの接種率が上がって、経済や市民の生活も変わり、社会が明るさを取り戻していくことに期待していきたいと考えています。

②番です。地方創生臨時交付金、これを有効活用して市独自の支援、これは今当然考えております。今定例会でもそれらを使った支援策について打ち出しますし、加えまして、これができるれば、その後、まだ組立てが、まだちょっと時間を要している、最終的結論が出ない支援策についても、第8弾という形になるかと思えますが、当然そういう必要性があると私は考えておまして、これらにつきましても取りまとめ次第、議員の皆さんとまたお諮りもさせていただき、必要なところに早急に手を差し伸べることができるようにという思いでございます。

今のところ、この地方創生臨時交付金は令和3年度分については、都道府県に交付をされています。令和3年度分は、なのです。私が今言っているのは、令和2年度の本省預かり分のことを一部言っているわけです。経済活動に影響を受けるこの事業者支援、感染対策の強化、この2事業が対象になっていますが、市の事業が対象となる交付金については、今のところまだ情報がないのです。

しかし、私どもの考えとしては、本当は我々が昨年からのスタイルでやってきたのですが、後から交付金がついてきたのです。こういうことをやろう、こういうことをやろう、全部やろうということでやってきて、後から交付金がついてきたというのがこの流れでありました。この流れを別に今変えようと思っているわけではなくて、必要なことがあれば、市独自の——交付金をあてにしたいわけではないのですけれども、できれば来てほしいわけですが、それを越えてでもやらなければいけない必要性があるものについては、果敢に取り組んでいきたいということを考えているところでもあります。

(3) 番の医療体制のことです。この病床削減法です。5月21日の参議院本会議で医療法等改正法案が可決されました。病床削減に関する主な内容は、病床を削減すれば国の消費税財源から給付金を支給するというものです。そして給付額は、病床稼働率の高さに応じて単価を引き上げて、空きベッドのない病院の病床削減ほど交付金を高くするというものであります。またこの法案では、地域医療構想の推進においても、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえた対策などが盛り込まれているところです。国の長期的な計画の中で各医療機関が地域の医療機関の動向に沿って、本当に必要な規模の診療体制に円滑に移行するための方策の1つなのだろうと考えております。

2つ目のご質問であります。市民病院でのその取組、備えについてであります。院内に感染が広がらないようにする。これは徹底して頑張っておられます。様々な取組を行っていま

すが、この中で感染症対策マニュアルというものを作りまして、外来での問診の基準、または対応方法などが盛り込まれていて、必要な部分の改定をその都度見直しを行いながら運用していると報告を受けています。院内においては医局を中心とした新型コロナウイルス感染対策会議を毎週定例化して行っているということでありまして、看護部と医療技術部を中心とした新型コロナウイルス感染管理連絡会、これは隔週で開催しているということでもあります。

院内でこの感染を予防する具体的な取組としては、お分かりだと思いますが、行ったことございますよね、正面玄関での発熱検温ですね。それから様々な聞き取り、これはまだ、本当にいまだにずっと続けています。大変な労力だと思いますけれども、これは続けています。疑いのある方は発熱外来に回っていただくということもやっている。発熱外来は一般の受診者の皆さんと動線を分けている。入口を別にして受診をいただいているということです。お医者さん方の判断によりまして抗原検査を実施もしている。そして新たに入院される患者さんについては、TRC検査、これを実施して、陰性を確認して、こういう機種も取り入れたわけです。検査体制を整えてやっているわけですが、これは陰性を確認した上で院内への感染防止に努めているということです。

また職員が濃厚接触者などとして、保健所の行政指導によるPCR検査対象になった場合に加えまして、陽性者と一時でも接近した可能性がある場合についても、予防措置としてこのTRC検査、こういったものを実施が必要と判断した際には、検査結果が陰性と確認されるまでの間、職員に出勤させないという、そういうことをやっているとかということもやっております。

感染者の入院につきましては、感染症指定医療機関等の——これはまだ名前を公表してもいけないのです。不思議な感じがしますが、いまだに名前を公表——分かっていると思いますけれども、近くはどこだということくらいは。これは名前を言うてはいけません。この感染症指定医療機関等の病床が逼迫した場合に魚沼圏域内の感染者発生数を勘案して、軽症患者の受入れができる、市民病院としてはそういう準備をしているということでございます。入院時の対応につきましても、先ほど申し上げました感染症対応マニュアルを定めて準備をしているということです。

以上です。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 新型コロナウイルス対策について

丁寧な答弁、ありがとうございました。では最初の1点目ですが、ちょっと皆さんご存じのことですが、この南魚沼市の感染状況というのは、今年の11月に警察署でのクラスターで初めて確認をされたわけです。11月中には22人でした。12月は1名ということで、ほぼ収まったかに見えましたが、1月に8名、2月はゼロで、3月も1名でした。4月に入って9名、そして5月は特に多くなって54名という感染確認となっています。

ここにきて少し落ち着いて、市長も多分ほっとしているのではないかなと思うのですが、

ただ、感染力の強いと言われるインド株の広がりも指摘をされています。こうした中、クラスターを起こさないためにも、先ほど言われた以上にやはり積極的な検査というのが私は必要ではないかと思いますが、その点、もう一度どうでしょうか。そういう状況の中で。

○議 長 市長。

○市 長 1 新型コロナウイルス対策について

必要だと思われる。それを別にとがめる必要もない。そういうこともやればという思いがありますが、何を優先すべきか。ワクチン接種と思っています。これはそういう意味で医学的見地も含めて話せということであれば……よろしいですかそこまでは。では今の答弁にさせていただきます。

○議 長 5 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 新型コロナウイルス対策について

ワクチン接種も本当に非常に重要ですし、ただそれ頼みというわけにはなかなかいかないのではないかと思います。ワクチン接種が他の自治体に比べても本当に南魚沼市は進んでいるということには本当に敬意を表しますが、全員の方が、希望者全員が受けるというには、いずれにしてもまだそんなすぐにはできないわけですね。

そういう点では、いつその変異株とかの感染が広がるかも分からないわけで、そうした広がりを起こさないためにも、やはり検査体制、いざというときにはできるという体制を本当に考えておく。もうワクチンを打つから大丈夫だというわけにはいかない部分があるのではないかなと私は思いますけれども、そういう点でも体制を取る必要がないというか、そういうお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 新型コロナウイルス対策について

必要がないと言っているわけではないです。誤解しないでいただきたい。例えば十日町とか、小出を含んだ魚沼市、ここではちょっと踏み込んだ検査体制も取ったりしたではないですか。だから、そういう事象が出てきたときにやるべきことと、今は発熱とか症状が出た場合には、体制は非常に格段に上がって検査をできるようになっています、行政検査も。そして自主的な検査も我々は踏み込んでやっている。

加えて、市内に今ワクチンの接種をやっていますが、議員がお話のように、ある事象で大変なことが起きてきたときに、そのときもやらないと言っているわけではなくて、なのです。繰り返しますが、PCR検査はそのときの時点のことが分かるだけなのです。そういうことをご理解いただきたい。これ以上あまりやってもそういう回答しかしません。

○議 長 5 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 新型コロナウイルス対策について

いざというときの備えもぜひ、お願いしたいと思います。あと、モニタリングやスクリーニングについても同じことが言えると思いますので、いざというときにやはりそういうのをちゃんとつかまえていく。そういうこともやはりまだまだワクチンが希望者全員に行き渡る

には何か月かやはり先になるのが、当然そうなるわけで、ぜひ、そういうことでお願いしたいと思います。

それでは2番目のほうの市民への生活支援ということですが、確かに先ほど市長が言われたように1人一律10万円の給付金がこれからまた必要なのかというと、私もそれは必要ないと思っています。ただ、本当に困窮者、もう1年以上たっているわけです。去年の持続化給付金やそういうのをもらって助かったとは言うけれども、もうどこに行ったのか、もうさっぱり分からないと。それほど大変な状況、1年以上も続いているわけで、そういう点では新たな支援策というのも打ち出していくべきではないかなと思っています。

そういう点では、本当に困窮している人にはやはり直接の支援というのが一番のありがたいことなわけで、ぜひ、全員に配るような形ではなく、本当に困窮している人たちには手を差し伸べると。直接給付をするということをぜひ、国に求めていただきたいというのが私の趣旨というかなのですが、その点ではどうでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 新型コロナウイルス対策について

先ほど、そこにちょっと触れなかったかもしれないですけども、国に求めています。市長会も、なのです。そして本当に困窮する皆さんのことや、事業者のこともいろいろな制度がやはりいろいろやっていると。国に働きかけるべきではないかという点については、本当に今の回答どおり。

しかしなかなかやはり難しいだろうと思う見解もちょっと述べたので、ごちゃ混ぜになってしまったところもあったかもしれません。国には全国市長会からも、これはもちろん県の市長会からも含めてですが、そういう形で非常にやられています。そういうことがいろいろ成果にもなりながら、それだけではないと思いますけれども、国もいろいろな支援事業を行っている、私はそういうふうに理解しています。これを手を緩めるつもりもないし、まだまだ収束までにはいろいろなことを手を打っていく必要があるのではないかなと思います。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 新型コロナウイルス対策について

分かりました。国に要求もしているということですので、ぜひ、それが実現するようになっていてもらいたいなと思います。

次の地方創生臨時交付金を活用したという話ですが、去年の国の持続化給付金を受けられない事業者に対して市独自の給付金を行ったわけですが、あとは固定費ですね、これの補助。業者の方からは、助かったということで本当に喜ばれました。ただ、これも1年たつわけです。今回もプレミアム付商品券、打ち出しましたが、そういった市民の力を借りることも本当に必要だとは思いますが、やはり先ほどの1のほうでも触れましたが、直接支援することも再度、市としても考えていただきたいと思いますが、そういうお考えがあるかどうか、ちょっとお聞きします。

○議 長 市長。

**○市長 1 新型コロナウイルス対策について**

あさっての最終日に議案を提出しておりますが、ここには支援策の第7弾、この中に直接支援が含まれています。例えば生活困窮者の皆さん、ここで細かく言いませんが、そういった方々に対する支援も盛り込まれています。加えて、先ほど最初の登壇のときにお話をした、第8弾というのか、第7弾というのか、ちょっとその辺がもうごちゃごちゃになってきますけれども、要するに次なるものについては、今検討もし、そしてさきの議会の皆さんとの突っ込んだ新型コロナウイルス感染症対策連絡会議——議会の皆さんと私ども執行部、もちろん皆さんのほうは代表が選ばれてやっているわけですが、そこでもいろいろな話をしているとおり、経済支援策は必要であると私どもそのときも申し上げていますので、このことについて進めていこうという考え方を今しています。

**○議長 5 番・中沢道夫君。**

**○中沢道夫君 1 新型コロナウイルス対策について**

分かりました。ぜひ、取り組んでいていただきたいと思います。

では、次の3番目の医療体制の件ですが、市長は本当に必要な医療体制を構築していくためのものだというような先ほど答弁だったと思うのです。自宅や高齢者施設で感染しても入院ができないまま亡くなると、本当に悲惨なケースが後を絶たないわけです、特に関西方面では。そういうのが実際起こっている下でこの削減法案を成立させたことには本当に驚きましたが、せめて新型コロナウイルスが収束した後にそういう話をするべきではないかなと私は思うのですが、その点についてはいかがでしょうか、市長。

**○議長 市長。**

**○市長 1 新型コロナウイルス対策について**

今、中沢議員が最後のほうにおっしゃったとおりだと思っていまして、そういうものだろうと思っているので、今の新型コロナウイルスの状況とちょっと何か、あまりごちゃ混ぜになってしまうと、話の本質が見えないのではないかなと私は思うので、これにつきましては、よりよくいろいろなことを、見識もある外山副市長のほうからちょっと答弁してもらいますので、よろしくをお願いします。

**○議長 長 外山副市長。**

**○外山副市長 1 新型コロナウイルス対策について**

先般、5月21日に参議院本会議で可決されたと思われまます改正医療法のことを議員はお話しだと思えます。そこには大きな柱がありまして、医師の働き方改革への対応であるとか、もう一つの柱が医療計画における新型コロナウイルスの対応という問題があって、3つ目に地域医療構想実現のための体系化を図った場合の病床削減という話があるわけでありまます。

その3番目の——その他は細かいのもあるのですが、3番目の地域医療構想実現のために市長が先ほど答弁したように、一定の病床数を削減した場合には消費税を財源とするところから給付されるという話は、それはそれで地域医療の体系化という観点からあるのですが、今回の新型コロナウイルス対応で、結局、平時からの準備が不十分だったのではない



かということ踏まえて、現在の感染症指定病院というのは、感染症での規定しかないのです。これを知事が定める医療計画というのは、5年ごとに大体告示を見直しておりますけれども、それを2024年度に向けて、平時からそういった新型コロナウイルス対応のための病床の確保であるとか、人材の確保、それから防護衣の確保とか、そういうことを新たな大きな項目の柱として、県の責務として医療計画に記載せよという話で、新型コロナウイルス対応については、これをその法改正で知事に責務として新たに設けたわけであります。

したがって、その新型コロナウイルス対応についてのその病床や人材の確保という話と、地域医療構想における医療の体系化での病床の削減という話が今ごっちゃになっていると思います。新型コロナウイルスについては、これからまたどうなるか分からないものですから、それはそれできちんと法改正がなされたのだらうと思っております。今度は大きな流れの中で、改めてこの魚沼医療圏としてどうするのか。先ほど指定感染症病院と市立病院との関係を市長が答弁されましたけれども、それらについても必要であれば、またいろいろな状況が変わってくるのではないかと考えております。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 新型コロナウイルス対策について

病床と新型コロナウイルスの関係、ちょっとは分かりました。市民病院の備えということでは、軽症者については、受け入れる準備もしているということなのですが、先ほど感染者の数を言ったのですが、1月は8名という話をしましたが、そのうち私、1人知っている人でして、その人は何と救急車で運ばれたのは柏崎だったそうです。5月に確認された54名の感染者の方はそういう点では全て適切な医療が受けられたのかどうか。ちょっとその辺、一言でいいですので、もし分かったら。

○議 長 市長。

○市 長 1 新型コロナウイルス対策について

いろいろなパターンがあるかもしれません。適切かどうかといえば、適切にやられていて、決して——あまり固有名詞は出せないですけども、感染症指定医療機関、これは必ず近くにあるところに行くに限らず、県全体でオペレートしています。これは県の職責の中でやられていることです。なので、柏崎に行っても全然不思議ではありません。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 2 「医療のまちづくり」に関する基本の方針について

時間がちょっと押していますので、では次の大項目2番目に移らせてもらいます。医療のまちづくりに関する基本の方針についてということです。市長は今議会に南魚沼市の医療のまちづくりに関する基本の方針を示しました。社会厚生委員会で詳細な説明をするとのことでした。この間開催された医療対策推進本部のタスクフォースの活動報告と社会厚生委員会資料として示された基本の方針を読ませてもらい、委員会の傍聴もさせていただきました。

市民病院・大和病院・城内診療所の経営や今後の在り方、医師確保やまちづくりの問題など、市民の生活に直接関わってくる重要な内容が含まれる方針であります。新型コロナウイ

ルス感染症を経験して、そもそも医療体制が脆弱な新潟県の中で、この魚沼医療圏域は県内でもさらに脆弱だと言わざるを得ない現状をどうしたら改善できるのか。さらに示された基本の方針でどういう展望が持てるのか、丁寧な議論が必要だと考えます。市長は施政方針で委員会や本会議の議論を踏まえて今定例会の最終日に関連予算を提案したいとしていますが、この間、市民からの意見も聞いていない中で拙速過ぎるのではないかとこの観点から伺います。

1つ目は市民病院の経営改善に関わり、4月15日の第3回タスクフォース活動報告で総務省の公立病院医療提供体制確保支援事業を総務省に申請となっており、今回示された基本の方針にはこの事業が採択となったと書かれています。総務省の公立病院医療提供体制確保支援事業というのを調べてみると、対象となる病院は地域医療構想に基づき、2025年度までに高度急性期や急性期病床から回復期、慢性期病床への機能転換、病院の全部または一部を診療所、または介護施設に転換、病院の経営効率化に関する取組強化、他の医療機関との再編ネットワーク化、または指定管理者制度の導入など、経営形態の見直しを2025年度までに行うことを検討している公立病院であり、この事業に採択されれば、事業を進めるために地域医療振興協会が病院を支援することになっています。

そこで伺います。総務省の公立病院医療提供体制確保支援事業が指定管理者制度の導入や病院の介護施設への転換など、十分議論して決めるべき内容が採択要件になっているにもかかわらず、なぜ議会にも諮らず、市民に情報提供もなしに総務省に申請に至ったか伺います。そもそも指定管理者制度導入がよいかどうか。直営だとなぜいけないのか、病床の機能転換、介護施設への転換が必要なのかどうか自体、市民も含めて十分議論しなければならない問題ではないでしょうか。

2つ目に6月議会最終日に補正予算を提出するとのことでしたが、どういう内容の予算になるのか。今朝それこそ予算書が出ていましたが、地域医療対策予算ですか、調査費ということで600万円がそれにあたるのだと思いますが、この事業を開始するための予算だとすると拙速ではないのか。まずやるべきことは、今回提出された医療のまちづくりに関する基本の方針について市民へ説明をすることや、パブリックコメントなどで意見を聞くことが先ではないのか。丁寧な手法を取るべきだと考えるが、市長の考えを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 「医療のまちづくり」に関する基本の方針について

それでは中沢道夫議員の2つ目の大項目、医療のまちづくりに関する基本の方針についてお答えしていきます。

まず、1つ目のこの重要な内容が採択要件となっているが、議会に諮らず申請に至ったのか伺うということであり、この事業への採択要件、公立病院医療提供体制確保支援事業であります。この事業への採択要件については、追加で配付をいたしました社会厚生委員会の皆さんへの資料のこの確保支援事業に関する資料にも示されておりますけれども、そこにやはりご関心を寄せられるのだと思う、この指定管理者制度の導入ということにつきま

しては、指定管理者制度の導入と経営形態の見直しについて、令和7年度——2025年度までに行うことを検討している公立病院であることと書かれています。このため、指定管理者制度への移行が採択要件ではありません。

しかし、さきの佐藤剛議員の一般質問の答弁でも説明をさせていただきましたが、今我々の置かれている病院事業の現状が大変厳しい状況であるということは、これは決して市長だけが言っているのではなくて、積み重なった議論の末に、これが大変皆の共通認識とされていて、いろいろなことを考え直さなければならないときが今来ているという段階になろうかと思っていまして、まさにタイムリーな形でこの医療提供体制確保支援事業、これが採択になり、我々の考えている、検討していくプロセスと同時にいろいろな形での検討支援、そういうことをアドバイスいただけるということでもありますので、ご理解を頂ければと思っています。

病院の介護施設への転換というのがありますが、この採択要件につきましても、またはという要件で、病床機能の全部または一部について高度急性期、または急性期から回復期——くどくて悪いのですけれども、または慢性期への転換という記述があるのです。記載がありまして、これも令和7年度——2025年度までに行うことを検討している公立病院であること。そういうことをやらないと申請できないわけです。なので、そのことが、これも先ほどと同じなのですけれども、このことが採択要件ではない。病床機能の転換については、医療のまちづくり検討委員会の提言にも記載があり、今回の基本的方針の中でも触れているところがあります。

支援事業の申請については、医療対策推進本部の第3回会議及び第2回の市民病院経営改善タスクフォース会議でも議論されて、了承されたものです。この支援事業は病院事業の方向性を決定づける内容ではない。これによって決定するわけではないのです。あくまでも必要としていることへの助言を受けることが南魚沼市の目的です。また事業の趣旨でもあるために、これは議会の議決——まだ今の段階では議会の議決ではなく、議会に諮らず申請に至ったのかとおとがめというか、されていますので、そういうことではないと私は思います。開設者である市長の権限で申請を行うものであります、と考えて進めています。そして医療対策推進本部事務局が事務処理を行ってきているということでございます。ご理解をぜひ、頂きたいと思います。

2つ目のこの市民への説明と意見を聞くことが先だろうというご意見というか、ご提言ですが、今回の基本的方針については、医療のまちづくり検討委員会の助言を受けて、さきに行ったタスクフォース会議などを経て決定した内容でありまして、この内容について、まずは市民の代表の皆さんである議会の皆さんにお示しして、この本会議を経て実際に進めていくべきものと私は考えます。お気持ちは分かるし、大変私にとっては——そういうことを言う市民の皆さんにもよく聞こえるかなと思う。市民の皆さんに意見を聞いてとありますが、それがための市民の代表である皆さんに対して先にそういう形で示し、議論していただくことは私はあると思います。

ただ、この点が今後本当に市民のそれぞれの皆さんに説明やご意見という点につきましては、何らかの形で行うよう検討していく必要があると思います。しかし、その前に市役所全職員、病院全職員の周知を行うことによったり、そういうことも大事だし、職員の気持ちを一つにしてやれないと、この大きな問題に取り組んでいくことはできないと思っています。そういうプロセスを経ていった上でだと思っています。

以上です。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 2 「医療のまちづくり」に関する基本の方針について

すみません、時間配分が悪くて申し訳ありません。一言だけ。要するに検討するというところで、必ずしも決まっていな。そういう答弁を佐藤議員にもしていますけれども、それはそういう受け止めでいいのか、一言もう一回お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 2 「医療のまちづくり」に関する基本の方針について

そのとおりです。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 2 「医療のまちづくり」に関する基本の方針について

ありがとうございます。

### 3 米価下落対策について

もう一点、質問を用意しておりましたので、3つ目の米価下落対策についてに移らせてもらいます。1点目ですが、新型コロナウイルス感染拡大による需要の消失から2019年産米の過大な流通在庫が生まれ、昨年産米の市場価格が大暴落し、3度の緊急事態宣言などによる消費の減少が止まらず、今年産のさらなる米価下落が危惧されています。こうした米をめぐる状況をどのように受け止めているのか、まず1点伺います。

そしてこの対策として、新型コロナウイルスによる需要減少分は国が責任を持って過剰在庫分を市場隔離すべきであり、その責任を生産者、流通業者に押しつけることは許されな。と思います。政府の責任による緊急買入れなどの特別な隔離対策が不可欠と考えますが、見解を伺います。

2点目ですが、国内需要には必要ないミニマム・アクセス米が毎年77万トンも輸入され、うち40万から60万トンが飼料用に販売され、国内産の飼料米需要を奪っています。不要なミニマム・アクセス米の輸入数量調整など、国産米優先の米政策に転換することが求められています。こうした点から当面、国産米の需給状況に応じた輸入数量調整を実施するよう、政府に求めるべきだと思いますが、見解を伺います。

○議 長 市長。

○市 長 3 米価下落対策について

それでは中沢議員の3つ目の大項目、米価下落対策であります。なるべくあまり——用意してきたのですけれども、短めに話をさせていただきますでしょうか。

まず1点目であります。この過剰在庫の件。その前にこの米価暴落の状況に対する認識ですが、ちょっと短めに。コロナ禍による中食、それから外食、こういった需要減によっていろいろな状況が生まれています。令和2年産の南魚沼産コシヒカリのJAさんの販売状況を、この間もお会いして話を聞きました。令和2年産なのでお聞きいただきたい。4月末現在で67%、これは昨年比で4%増でありまして、契約状況はおおむね100%となっていると。在庫は出ないものと認識しています。

過剰在庫を国が責任を持って市場隔離すべきという考え方については、これは国において議論されるべきものと考えております。市として見解を示すべきものとはちょっと私はあまり考えておりません。

しかしながら、米価のこの下落、または全国的な過剰在庫を抑える対策として、国と県は令和3年産米、これについては、主食用米からの作付を転換する農業者への支援金を手厚くするなど、生産の抑制に取り組んでいます。これはもう見越されるコロナ禍の影響です。これは令和2年というよりも、令和3年に悪影響が出てくると。我々もそう思っています。当地のJAもそう思っています。令和3年産が非常に厳しくなるのではないかという予測です。がために令和2年度と比較しまして、今年度は114ヘクタールの転換増を見込んで、そういう事業に取り組んでいるということです。今後も需要に応じた米の生産、こういったところをやはり基本ベースに考えていく。今回もそういうことだろうと思っています。

2つ目のミニマム・アクセス米の件ですが、政府に求めると。数量調整です。いろいろ説明はもう要らないと思うので、ご存じだと思いますので。国の議論を私は見守りたいと考えています。したがって、市が政府に求めるべき内容では、ちょっと違うのかなという思いです。ご理解を頂きたい、これは。

市としては、市内の農業競争力を強化すること。市としてはです、我々ができること。輸出などの新市場開拓への支援または非主食用米の転換を促す——先ほどの答えにもつながるのですが、促すこと。需給のバランスです。そして農家に対する国からの手厚い支援を引き続き求めていくこと。国からです。そういったことを考えていきます。加えてプロモーションの動画、例えばこういったことの活用も含めて、様々、南魚沼産コシヒカリのPR、販売促進に取り組んでいくこと。こういうことをやるべきではないかと考えています。

ちょっとミニマム・アクセス米、国のほうに私から言うということは、私としては考えはございません。

○議長 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 3 米価下落対策について

分かりました。確かに南魚沼産は令和2年産については売行きがいいというのは聞いています。ただ、先ほども私も触れましたが、令和3年、これはなかなか国が主食用米の作付を減らせといっても、なかなかそれが減っていない中で、過剰な中で秋には暴落が起きるのではないかということが言われているわけです。そういう中でやはりそれなりの対策をしないと、生産者任せだけだと本当に大変なことになるのではないかということが言われているの

で、そういう点で国にやはり在庫管理をきちんとするべきだということをやはり言うべきではないかなと思うわけです。

南魚沼産が今年売れたからといって、今度この秋、ほかで余剰米が出れば価格が下落するというは大いに予想できるわけで、そういう点からも求めていくべきではないかなと思いますが、その点もう一度いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 3 米価下落対策について

ご提案というか、ご提言は承りました。先ほど答弁したとおりでありますので、よろしくお願ひします。

○議 長 5 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 3 米価下落対策について

分かりました。ミニマム・アクセス米についてもここでどうこういう問題ではないというお答えでしたので、ただ、実際国内でこれだけ余っているのに、なおかつ輸入してくるということはちょっとやはり常識的にもおかしいのではないかなと思いますし、例えば乳製品であれば、コロナ禍で需要が落ち込んで在庫が積み上がった分は輸入を減らしています、実際に。米だけできないわけではないとは思いますが、ぜひ、そういうことを国に対しても働きかけをしていただきたいと思いますと思いますが、再度でくどいようでも申し訳ありませんが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 3 米価下落対策について

申し訳ありません。前言を翻すわけにもいかず、先ほど言ったとおりなのです。分かりませんが、そう簡単にできないことくらい分かっていらっしゃって話をされていますよね。いろいろな取決めがあるわけですから。そういうことを私が言ったところでということも当然あるわけで、申し訳ございませんが、よろしくお願ひします。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で、中沢道夫君の一般質問を終わります。

○議 長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

○議 長 本日はこれで散会いたします。

次の本会議は6月11日金曜日、午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦勞さまでした。

〔午後4時19分〕